

社会福祉法人 明照会 御中

調査報告書

(公表版)

平成31年3月29日

社会福祉法人明照会 第三者調査委員会

委員長 尾藤 寛 印

委員 南部 敏幸 印

委員 馬込 武志 印

目 次

第1 第三者調査委員会の設置の経緯及び調査に関する事項	1
1. 第三者調査委員会の設置に至る経緯	1
(1) 平成 28 年 2 月指導監査	1
(2) 平成 29 年 3 月経営指導強化事業現地調査	1
(3) 平成 29 年 12 月特別監査	2
(4) 第三者調査委員会の設置	2
2. 第三者調査委員会の構成	3
3. 調査目的	3
4. 調査対象	3
5. 調査方法	3
(1) 関係書類の確認、検証	3
(2) ヒアリング	3
6. 委員会の活動経過	4
7. 調査の留意点等	4
(1) 報告書利用にあたっての留意点	4
(2) 調査の前提条件	4
第2 前提事実	5
1. 明照会の法人概要	5
2. 組織構成	6
(1) 組織構成	6
(2) 役員構成	6
3. 関係者等	7
(1) 明照会の関係者	7
(2) 関連会社	7
(3) 関係者等	7
第3 調査結果	7
1. 概要	7
(1) 関係者等との賃貸借契約	8
(2) 関係者等へのコンサルタント報酬等の支払い	8
(3) 関係者等との業務委託契約、物品購入契約等	9
(4) 公用車の私的利用	10

(5) その他の問題	10
2. 関係者等との賃貸借契約	10
(1) 伊丹市中野西1-7-5 土地建物	10
(2) 伊丹市中野西1-105-15 建物	12
(3) 伊丹市荒牧7-12 土地	13
(4) 伊丹市中野西1-110-3 建物	14
(5) 伊丹市瑞穂町6丁目46 土地	15
(6) 尼崎市大庄西町1丁目224-1 建物	16
(7) 宝塚市三笠町6丁目21番地建物	17
(8) 尼崎市長洲中通3丁目15-1 建物	17
(9) 伊丹市中野西1丁目161ほか土地	19
3. 関係者等へのコンサルタント報酬等の支払い	21
(1) B (元理事長)への報酬等	21
(2) C (元苑長)への支払い	22
(3) 茲恭舎への支払い	23
4. 恵芭との契約（業務委託契約、物品購入取引、介護保険料利用者負担分補填）	23
(1) 業務委託契約	24
(2) 物品購入取引	28
(3) 介護保険料利用者負担分補填	32
5. アド・サービスとの契約（業務委託契約、物品購入取引）	33
(1) 業務委託契約	33
(2) 物品の購入契約	33
6. 公用車の私的利用	34
(1) 内容	35
(2) 特別の利益供与	35
7. その他の問題点（不合理な経営判断、不適切な会計処理等）	35
(1) 社会福祉法人親和福祉会の事業承継、子育て支援ハウスの建設等	35
(2) 尼崎中央デイサービスについて	37
(3) 株式投資	39
(4) 粉飾決算	41
8. 関係者等の法的責任	41
(1) 関係者等との賃貸借契約	41
(2) コンサルタント契約等による報酬の支払い	44
(3) 関係者等との業務委託契約、物品購入契約等	45

(4) 公用車の私的利用	47
(5) その他の問題点（不合理な経営判断、不適切な会計処理）	47
(6) 刑事責任	48
第4 原因分析	49
1. 社会福祉法人制度についての理解が不十分	49
2. 理事会の形骸化	50
3. 監事監査の形骸化	51
4. 評議員会の怠慢	52
5. 計画性の欠如	53
6. ノンコンプライアンス	53
第5 再発防止のための提言	53
1. 役員等が社会福祉法人制度に対する十分な理解を深め、それぞれの機能を発揮させること	53
2. 法令、手順等の遵守を役職員に徹底させること	54
3. 不正を指摘できる環境を整えること	54
4. 創業家の関与を排除すること	55
5. 中長期計画を策定すること	55
第6 結び	56
別紙資料	57・58

第1 第三者調査委員会の設置の経緯及び調査に関する事項

1. 第三者調査委員会の設置に至る経緯

(1) 平成 28 年 2 月指導監査

平成 28 年 2 月の兵庫県による社会福祉法人明照会（以下「明照会」という。役員などと区別するため、単に「法人」ということもある。）の指導監査で、平成 27 年 3 月期の決算において下記のような点を指摘され、改善指導された。その主な内容は、

① 理事会運営

理事会機能が形骸化し、理事会、評議会、監事会のいずれもが健全に機能していないと指摘せざるを得ない事実が見られた。

ア 特別養護老人ホームあそか苑みずほ（平成 27 年 2 月開設）の公募への応募、事業計画が理事会に諮られた形跡が確認できなかった。

イ 平成 26 年度補正予算を編成していなかった。

ウ 平成 26 年度決算について、監事 2 名が監事監査を実施しているが、必要十分な手続きがなされたか疑問な面があった。

② 会計管理

平成 27 年 3 月期の決算において不適切な会計処理が指摘された。その主な内容は、

ア 「未払費用」の計上額の操作で約 14 百万円を意図的に次年度に繰り延べた。

イ 有価証券の時価評価がなされていない。

株式や投資信託など市場価格があるにもかかわらず時価評価していない。平成 27 年 3 月期の決算の時価評価による資産の減少額約 60 百万円であった。

ウ 賞与引当金の適正額の引当がなされていない。平成 27 年 1 月から 3 月までの分約 24 百万円が負債計上されていなかった。

③ 明照会が抱える問題点

関係者等を通じて不動産賃貸借取引など多くの取引を行っており、明照会の決算書だけでは明照会の全体像が見えなくなっているので、明照会の理事会はこれらを考慮したうえで財務内容を正しく把握する必要がある。

(2) 平成 29 年 3 月経営指導強化事業現地調査

これらを踏まえ、平成 29 年 3 月「経営指導強化事業」の現地調査が行なわれ、この中で、下記事項が指摘された。

- ・関連会社からの不動産賃貸借契約を鑑定賃料による適切な価額に改定すること。
- ・公用車を関係者等である恵芭から高額にリースしていることについて原因追及すること。
- ・上記に関連して、前理事長の公用車の私的使用部分についても、前理事長から明照会へ返還させること。

明照会はこれに対して速やかな対応を実施することができず、その実施責任者である前理事長の責任の追及についても理事会は軽い処分で済ませようとした。

(3) 平成 29 年 12 月特別監査

これを受けて、兵庫県が平成 29 年 12 月に特別監査を実施した結果、明照会運営が著しく適正を欠き、緊急には是正又は改善を要すると認められたので、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）第 56 条第 4 項の規定に基づき、平成 30 年 4 月に勧告を行った。

その内容は、前理事長は関係者等との取引等による不適切な業務委託契約、及び関係者との取引等で鑑定評価額をはるかに超える不当に高額な不動産賃貸借契約等により明照会に損害を与えた、かつ明照会の社会的信用を著しく毀損したので、その責任は重大であることから、評議員会及び理事会において厳しく責任を追及するとともに、これらの事項を改善できる役員体制への抜本的見直しを勧告した。なお、明照会が受けた損害については、理事会が約 89 百万円と認定した。

約 89 百万円の内訳

・前理事長による公用車私的利用分	1,749 千円
・前理事長親族に対する不動産賃料高額差額分	31,973 千円
・関係者等（法人）に対する不動産賃料高額差額分	12,307 千円
・関係者等（法人）公用車リース料差額分	4,906 千円
・前理事長親族に対する給与返還請求分	30,940 千円
・関係者等（法人）介護サービス利用者負担請求分	<u>8,838 千円</u>
小計	90,713 千円
既回収額	<u>(1,749 千円)</u>
差引：純額	<u>88,964 千円</u>

(4) 第三者調査委員会の設置

上記一覧の監査結果に関し、明照会の理事 6 名・監事 2 名は平成 30 年 7 月 5 日までに責任を取って全員辞任した。しかし翌月 8 月 7 日までに前理事長を含む 5 名の理事が辞任を撤回した。8 月 20 日の理事会で、5 名の撤回者のうち前理事長親族 1 名・その他 1 名を留任することを条件に前理事長他 2 名は辞任し、新任の理事 4 名を含む理事 6 名の選任を承認した。

兵庫県は、これら一連の動きを受け、親族の留任や明照会側の「妨害行為が顕著になった」ことを理由に平成 30 年 8 月 29 日法第 45 条の 6 の規定に基づく職権で一時役員を選任し、通知した。

一時役員会は諸課題の改善を実施するため、特定の役員、当該役員の親族その関係者（以下「特定理事等」という。）に対する特別の利益供与に係る実態の把握、原因の究明、明照会ないし関係行政庁の損害額の把握と回復措置並びに責任の明確化を行ない、今後取り組むべきガバナンスの

課題や方策を検討し、再発防止に資することを目的として、平成 30 年 10 月 23 日に第三者調査委員会（以下「当委員会」という。）を設置した。

2. 第三者調査委員会の構成

当委員会の構成は、以下のとおりである。

委員長 尾藤 寛（尾藤法律事務所 弁護士）
委員 南部 敏幸（協立監査法人 代表社員 公認会計士）
委員 馬込 武志（湊川短期大学 人間生活学科 教授）

3. 調査目的

- ① 法人の特定理事等への特別の利益供与に係る実態の把握、原因の究明に関するこ
- ② 法人ないし関係行政の損害額の把握と回復措置及び責任の明確化に関するこ
- ③ 今後取り組むべきガバナンス上の課題と再発防止に向けた方策の検討に関するこ

4. 調査対象

当面の調査対象期間を平成 26 年 3 月期以降の不適正な会計処理としていたが、項目によっては、設置目的を達成するために必要と認め、調査対象期間を拡大している。

5. 調査方法

(1) 関係書類の確認、検証

当委員会は、明照会から、定款、定款施行細則、経理規程等の規約類の他、平成 23 年度以降の理事会議事録、評議員会議事録等の会議資料、不動産賃貸借契約書、業務委託契約書、嘱託顧問契約書等の契約書類、及び銀行預金通帳、仕訳伝票、帳簿等の会計書類など、関係書類の提出を受け、調査した。

(2) ヒアリング

当委員会は、明照会の役員（過去に役員であった者を含む。以下、職員、取引先についても同様。）、職員、及び取引先から、当委員会の設立経緯、目的を説明した上で、下記のとおり、ヒアリングを行った。

① 役員

前理事長 A （以下「前理事長」ということがある。）
元理事長 B （以下「元理事長」「b」ということがある。）
前理事 C （元苑長。以下「元苑長」ということがある。）
前評議員 D （円徳寺住職）

② 職員

パドマ拠点長 [REDACTED] (元総務課長)
元尼崎拠点長 [REDACTED]
総務課係長 [REDACTED]
元総務課長 [REDACTED] (元職員)

③ 取引先

株式会社恵芭（現：株式会社ラフラ） 代表取締役 E (元職員)
株式会社アド・サービス 代表取締役 [REDACTED] (元職員)

6. 委員会の活動経過

当委員会は、下記のとおり、開催した。

- ① 平成 30 年 12 月 4 日 第 1 回第三者調査委員会会合
- ② 平成 31 年 1 月 26 日 第 2 回第三者調査委員会会合
- ③ 平成 31 年 2 月 25 日 第 3 回第三者調査委員会会合
- ④ 平成 31 年 3 月 22 日 第 4 回第三者調査委員会会合

なお、上記以外に、各委員が明照会関係者から事情を聞き取り、書類の提出を受ける等、必要な調査を行ったうえで当委員会に報告しており、当委員会の活動は、委員会開催に限られない。

7. 調査の留意点等

(1) 報告書利用にあたっての留意点

本報告書で対象となる不正は、「法律、規則及び基準（会計基準を含む）並びに社会倫理からの逸脱行為」と定義することとする。一般的に用いられている用語としては違法行為を含む不正や不祥事に該当し、それをもって本報告書の対象となる不正とする。

不正と不適切等の表記に係る概念は異なるように解釈する向きもあるかもしれない。しかしながら本報告書では上述のとおり、不正をやや広い概念で定義しているため、敢えて本文中では不正と不適切等の語彙の使い分けをしないことに留意されたい。

本報告書は、対象期間における明照会で行われた一連の不正について、その事実と問題点を明らかにし、その結果を明照会の理事会に報告することを目的としている。したがって、本報告書を本件目的以外で利用する場合、及び明照会の役員以外に開示する場合には、第三者調査委員会の承諾が必要になる。また、仮に開示を受けた明照会の役員以外の第三者は、その目的の如何にかかわらず、報告書の複写、複製、引用または改変等の行為をしないことに留意されたい。

(2) 調査の前提条件

- ① 当委員会は、明照会より誠意ある協力が得られたものと考えているが、当委員会はあくまで明照会役職員等の任意の協力を前提とするものであり、強制的な調査権限を有しているものではない。このため、当委員会の調査の結果が、過誤や逸失等を完全に免れ得るものではない。
- ② 調査の時間的制約等から、調査対象となる資料やヒアリング対象者は限定的である。なお、パソコン等の解析 (Digital Forensic) は、関係者のパソコン等への習熟度の見積に基づく効果、時間的制約、人的制約等の諸要素を衡量して、実施していない。
- ③ 本調査報告書のうち本稿に提示した情報は、本調査手続きの過程において開示されたその他の情報と一貫性があるものと考えているが、当該情報の出処に関する信頼性の検証は行っていない。また、本調査手続きは監査とは異なるため、明照会から提供された情報の正確性、網羅性あるいは妥当性について何らの証明を行うものではない。
- ④ 本報告書において純資産に与える影響を計算する場合の修正前純資産については、明照会から提示された財務諸表等の基礎情報に基づくものである。当委員会は③で記載したとおり、当該基礎情報に対する責任を一切負わない。当該計算は、本調査手続きにおいて特定された事項を調整することによる純資産への影響を説明したものに過ぎない。
- ⑤ 事実認定は、開示された資料等に基づいて行っており、これ以外の資料等が存在し、新たな事実関係が発覚した場合には、当該事実認定は、変更されることがある。

第2 前提事実

1. 明照会の法人概要

明照会は、平成4年2月15日に、伊丹市中野西地区に、特別養護老人ホーム「あそか苑」の設置経営等の社会福祉事業を行う目的で設立された社会福祉法人である。尼崎市にある宗教法人円徳寺を母体として、当時、同寺住職であった B (元理事長) が中心となって設立された法人である。

その後下記の沿革のとおり事業を拡大させて現在に至っている。

【明照会沿革】

平成4年2月	法人設立
平成4年4月	特別養護老人ホーム「あそか苑」開設
平成7年10月	認知症対応棟「カビラ苑」増設
平成10年10月	グループホーム「菩提樹の家」開設
平成15年10月	生活支援ハウス「沙羅の家」開設
平成18年4月	介護予防センター「パドマ館」開設
平成20年11月	地域密着型特別養護老人ホーム「あそか苑ブンダ館」開設 特別養護老人ホーム「あそか苑ウバラ館」開設

平成 23 年 11 月	地域密着型特別養護老人ホーム「あそか苑ももは」開設
平成 24 年 4 月	事業所内保育施設「まおや保育室」開設
平成 24 年 10 月	あそか苑中山寺訪問看護事務所 開設
平成 26 年 5 月	サービス付き高齢者向け住宅「彩那グランデ荒牧」開設
平成 26 年 6 月	「あそか苑武庫川ディサービスセンター」開設
平成 26 年 10 月	「あそか苑尼崎中央ディサービスセンター」開設
平成 27 年 2 月	特別養護老人ホーム「あそか苑みづほ」開設
平成 28 年 11 月	小規模多機能型居宅介護「あそか苑みづほ」開設
平成 30 年 3 月	配食サービス事業 廃止

2. 組織構成

(1) 組織構成

明照会からの聴き取りによると、明照会の内部組織の概要は、別紙組織図のとおりである。

本部長と苑長とが、各拠点（本部、あそか、荒牧、瑞穂、宝塚、尼崎）の拠点長に指示系統を有しており、拠点長以下の管理職としては、課長、課長補佐、係長が配置されている。

平成 23 年 4 月に前理事長が理事長に就任してからは、同人が本部長を兼任し、既に苑長に就任していた C とともに、各拠点長に対して指示をなし得る立場にあった。ただし、組織図には表示されていないが、 B （元理事長）は理事長退任後も「会長」（ただし、明照会において会長という役職はない。）と呼ばれ、前理事長や元苑長に対し、あるいは、職員に対して、直接あるいは間接に、指示を行うことができる立場にあった。

(2) 役員構成

① 明照会は、定款上、理事 6 名、監事 2 名を置き、理事長は理事の互選により選任されるとされている。

平成 23 年 3 月までは B （元理事長）が理事長の職にあり、同年 4 月から平成 30 年までは、同人の子である A （前理事長）が理事長の職にあった。

元理事長の妻である C （元苑長）は平成 4 年から平成 29 年まで、理事に就任していた。

元理事長の子である F （前苑長）は平成 29 年 4 月から平成 30 年まで、理事に就任していた。

なお、元理事長の子である D は、平成 15 年から平成 29 年 3 月まで、評議員に就任していた。

② 現在の理事 6 名、監事 2 名は、平成 30 年 8 月以降に、社会福祉法第 45 条の 6 により、一時役員の職務を行うべき者として、兵庫県が職権で選任したものである。

3. 関係者等

(1) 明照会の関係者

当委員会が調査の対象とした関係者（社会福祉法第27条における「関係者」を指す。）は、以下のとおり。

- ① B
- ② A
- ③ C
- ④ D

(2) 関連会社

当委員会が調査の対象とした明照会と一定の関係性を有する会社は、以下のとおり。

- ① 株式会社恵芭（現：株式会社ラフラ。以下「恵芭」という。）
D 、 E が取締役。（平成25年2月～平成28年までは B が取締役）
- ② 株式会社茲恭舎（以下「茲恭舎」という。）
B 、 A 、 F が取締役。
- ③ 株式会社アド・サービス（以下「アド・サービス」という。）
E が100%株主。（平成27年8月～平成29年までは明照会職員が代表取締役）

(3) 関係者等

明照会の関係者の家系図は、別紙のとおり。

以下、関係者、関連会社、および、その他の取引先をまとめて、「関係者等」と言う。

第3 調査結果

1. 概要

当委員会の調査目的は「特定理事等への特別の利益供与に係る実態の把握」等である。

関係者に対する特別の利益供与の禁止を規定する社会福祉法第27条は平成28年改正により新設された条文（新設時は第26条の2）であるが、同改正以前においても、社会福祉法人の公共性の高さや、公金が注入される性質に鑑み、関係者に対する特別の利益供与は規制の対象と考えられており、以下、同改正前後の時期を問わず、特別の利益供与の用語を用いる。

また、恵芭等の関連会社は同法第27条の「関係者」に該当せず、特別の利益供与の禁止の対象には直接は当たらない。しかし、社会福祉法人の公共性や公金注入という特殊性に鑑み、法人資産の不正な社外流出は忌避されるべきである。そのため、当委員会では、同条の「関係者」以外に対

する特別の利益の供与（法人資産の不正な社外流出）についても、調査の対象としている。

以下、法第 27 条における特別の利益供与と、同条に該当しない法人資産の不正な社外流出をまとめて、特別の利益供与等と表記することがある。

なお、「特別の利益」の判断にあたっては、法人税法基本通達 1-1-8 の基準による。

その他、特別の利益供与等以外の問題点のうち、現理事会が調査を要請した事項や監査において指摘された事項についても、付隨的に、調査の対象とした。

以下、当委員会が特別の利益供与等と判断した支出について、類型 ((1)賃貸借、(2)コンサルタント等、(3)業務委託・物品購入、(4)公用車の私的利用、(5)その他の問題点) ごとに、概要を述べる。

(1) 関係者等との賃貸借契約

- ① 明照会は、B、Cとの間で、不動産賃貸借契約を締結しているが、その一部の契約において賃料が社会通念に照らして高額に過ぎ、特別の利益供与にあたる。
- ② また、明照会は、恵芭、並びに、G 外 2 名との間でも不動産賃貸借契約を締結しているが、その一部の契約において賃料が社会通念に照らして高額に過ぎ、法人資産の不正な社外流出にあたる。
- ③ 当委員会は、以下の賃貸借契約について、以下の金額を特別の利益供与等として認定した。

ア 伊丹市中野西 1-7-5 土地（貸主 B、C）

合計金 16,353,900 円

イ 伊丹市中野西 1-105-15 建物（貸主 B）

合計金 14,499,000 円

ウ 伊丹市瑞穂町 6 丁目 46 土地（貸主 恵芭）

合計金 29,291,682 円

エ 尼崎市長洲中通 3 丁目 15-1 建物（貸主 恵芭）

合計金 7,711,758 円

オ 伊丹市中野西 1 丁目 161 番ほか土地（貸主 G 外 2 名）

合計金 26,190,000 円

(2) 関係者等へのコンサルタント報酬等の支払い

- ① 明照会は、B との間で、嘱託顧問契約、委託契約等を締結して報酬を支払ったが、B の履行状況や成果は確認できず、C に対しては名誉理事としての報酬を支払ったが、何らの規定、契約にも基づかない支出であり、いずれも特別の利益供与にあたる。
- ② また明照会は、茲恭舎との間で、コンサルタント契約の報酬、工事仲介料等を支払ったが、茲恭舎の債務の履行や成果は確認できず、法人資産の不正な社外流出にあたる。
- ③ 当委員会が、関係者等への報酬等の支払いに関し、特別の利益供与等として認定した支出は

以下のとおりである。

ア 平成23年9月30日付嘱託顧問契約（ b ）

（契約書は平成22年とあるが、誤記であると考える。）

金 2,625,000 円

イ 平成24年4月1日付委託契約（ B ）

合計金 28,140,000 円

ウ 名譽理事報酬（ C ）

合計金 2,800,000 円

エ 平成23年10月15日付コンサルタント契約（茲恭舎）

合計金 3,000,000 円

オ 平成25年8月9日付工事仲介料（茲恭舎）

金 974,950 円

（3）関係者等との業務委託契約、物品購入契約等

① 明照会は、恵芭、アド・サービスとの間で、業務委託契約、物品購入契約等の取引を行っているが、その一部契約は、通常よりも高額の対価を支払っており、あるいは、法令の趣旨に反する不正な取引であり、特別の利益供与等（法人資産の不正な社外流出）にあたる。

② 当委員会が認定した、特別の利益供与等は以下のとおりである。

ア 施設管理業務委託料（恵芭）

合計金 13,075,800 円

イ 清掃業務委託料（恵芭）

合計金 5,737,303 円

ウ 宿直業務委託料（恵芭）

合計金 5,629,500 円

エ 車両リース料（恵芭）

合計金 5,416,200 円

オ あそか苑みずほ拠点備品購入代金（恵芭）

合計金 1,995,000 円

カ 武庫川デイサービス・尼崎中央デイサービス備品購入（恵芭）

合計金 2,881,000 円

キ 介護保険料利用者負担分補填（恵芭）

合計金 8,159,909 円

ク みずほ拠点備品購入代金（アド・サービス）

金 527,000 円

(4) 公用車の私的利用

① 前理事長は、明照会がリース料を負担する車両を私的に利用していた。

このリース料を明照会が負担する行為は、社会通念上不当な支出であり、特別の利益供与にあたる。

② 特別の利益供与額は、1,749,685 円である。

なお、同金額は、すでに前理事長から明照会に返還されている。

(5) その他の問題

以上のほか、当委員会は、明照会に関し、特別の利益供与等以外にも、現理事会が調査を要望した事項や監査において指摘された事項について、以下のとおり調査した。

① 明照会は、平成 26 年 3 月 31 日付で、伊丹市中野西 1 丁目 161 番地ほかの土地に地上権を取得し、一部土地上に建物（子育て支援ハウス）を建設したが、前理事長の独断で、理事会決議等履践すべき手続を経ずに行われた取引であるとともに、借地料は不相応に高額であり、建物は無用の状態が続いているなど、明照会の損失を増加させる要因となっており、著しく不合理な経営判断に基づく取引である。

② 明照会は、平成 26 年 10 月より、尼崎市長洲中通 3 丁目 15-1 の建物の一部を賃借して、あそか苑尼崎中央ディサービス事業を開始したが、前理事長の独断で、理事会決議等履践すべき手続を経ずに行われた事業であるとともに、賃借料は不相応に高額であり、収支に関する試算がなされた形跡もなく、結果、明照会の損失を増加させており、著しく不合理な経営判断に基づく事業である。

③ 明照会は、法人独自の退職共済制度を有するが、その資金の運用を主として株式投資により行うに当たり、理事会に諮ることなく元理事長、前理事長の独断で行った。

なお、退職金共済制度自体が、職員にとって不利益を被る可能性のある内容となっており問題であった。

④ 明照会は、平成 27 年 3 月期決算において、敢えて未払債務を計上せず、次年度に繰り延べる不適切な会計処理を行った。

2. 関係者等との賃貸借契約

(1) 伊丹市中野西 1-7-5 土地建物

① 賃貸借契約に至った経緯

ア 明照会は、平成 23 年 4 月 1 日付「土地建物賃貸借契約証」により、B および C が共有する下記土地および建物について、同人らから、平成 23 年 1 月 1 日から平成 42 年 12 月 31 日までの期間、土地の賃料を月額 421,900 円とし、建物の賃料を月額 585,000 円として、

借り受ける賃貸借契約を締結した。

記

(土地)

所在 伊丹市中野西一丁目

地番 7 番 5

地目 宅地

地積 957.86 m²

(建物)

所在 伊丹市中野西一丁目 7 番地 5

家屋番号 7 番 5

種類 居宅・事務所

構造 鉄筋コンクリート造瓦葺 3 階建

床面積 1 階 212.44 m²

2 階 203.19 m²

3 階 47.70 m²

但し、1 階部分のみ

イ なお、同契約以前に、明照会は、平成 15 年 10 月 1 日付で、阪神福祉サービス株式会社（恵芭の商号変更前の会社）との間で、同土地および同建物についての賃貸借契約を締結しており、賃料は、土地が月額 198,000 円、建物が 585,000 円とされていた。

賃貸人が B 、 C でない理由については不明である。

ウ B によれば、土地については、当時、明照会の所在地の近隣土地について、複数筆に分かれ、かつ、複数人の共有状態であったところ、共有者の一人から購入を依頼されたものの、明照会が先行取得することができなかつたため、個人で購入し、合筆したことである。

また、明照会の事業に供することも含め、建物を建築したことである。

かかる経緯より、土地建物の取得費用を基礎として、これに支払利息等を付加して、一定年数（20 年とか 25 年）で除する方法により賃料を決定したことである。

② 鑑定結果との対比

同土地建物については、平成 29 年 12 月 8 日付で不動産鑑定士による不動産調査報告書が作成されている。

同報告書によれば、土地の賃料は月額 220,000 円とされ、建物の賃料は月額 555,000 円とされている。

③ 特別の利益供与の有無

ア 土地については、契約上の賃料が月額 421,900 円であるのに対し、鑑定結果は月額 220,000

円であり、月額 201,900 円の差額が存する。

すると、契約上の賃料は社会通念に照らして高額に過ぎることは明らかであり、関係者である B 及び C に対する特別の利益供与にあたる。

なお、B の述べる賃料算出の理由によっても、平成 23 年 4 月 1 日付契約の際に、土地の賃料が 198,000 円から 421,900 円に増額された理由の説明は出来ず、421,900 円の賃料が相当であるとは到底解せられない。

特別の利益供与の総額は、明照会が、契約上の賃料を支払った平成 23 年 1 月から平成 29 年 9 月までの 81 ヶ月間における、契約上賃料と鑑定結果との差額(月額 201,900 円)であり、合計 16,353,900 円となる。

イ 他方、建物に関しては、契約上の賃料が月額 585,000 円であるのに対し、鑑定結果は 555,000 円であり、想定される取引価格帯の範囲に属するといえ、特別の利益供与にあたらない。

(2) 伊丹市中野西 1-105-15 建物

① 賃貸借契約に至った経緯

ア 明照会は、平成 23 年 4 月 1 日付「土地建物賃貸借契約証」により、B が所有する下記建物について、同人から、平成 23 年 1 月 1 日から平成 42 年 12 月 31 日までの期間、賃料を月額 400,000 円で借り受ける賃貸借契約を締結した。

記

所在 伊丹市中野西一丁目 105 番地 15

家屋番号 105 番 15

種類 居宅

構造 鉄筋コンクリート造瓦葺 3 階建

床面積 1 階 66.33 m²

2 階 61.83 m²

3 階 51.67 m²

但し、2 階・3 階部分のみ

イ なお、同契約以前に、明照会は、平成 21 年 2 月 20 日付で、恵芭との間で、同建物についての賃貸借契約を締結しており、賃料は、月額 400,000 円とされていた。

賃貸人が B ではない理由については不明である。

ウ A および B によれば、同建物は、明照会が経済連携協定に基づく外国人介護福祉士候補者の受け入れを行うにあたり、寮として使いたいとの要望があり、B が建築し、賃貸することとなったとのことである。

B によれば、賃料の設定にあたっては、建築にあたっての借入金の返済額をベースに算出されたとのことであり、A によれば、近隣に、寮として使用できる適当な賃貸

物件が存しなかったことも影響しているとのことである。

② 鑑定結果との対比

同土地建物については、平成 29 年 12 月 8 日付で不動産鑑定士による不動産調査報告書が作成されている。

同報告書によれば、賃料は月額 221,000 円とされている。

③ 特別の利益供与の有無

契約上の賃料が月額 400,000 円であるのに対し、鑑定結果は月額 221,000 円であり、月額 179,000 円の差額が存する。

すると、契約上の賃料は社会通念に照らして高額に過ぎることは明らかであり、関係者である B に対する特別の利益供与にあたる。

なお、B の述べる賃料算出の理由も理解できないではないが、鑑定結果との差額は看過し得ない程度高額であるし、また、同賃料算出方法を換言すれば明照会の出捐により個人の資産を取得していることと同視しうるものであり、適当な計算方法であるとはいえない。

また、社会福祉法人の経営基盤の強化という観点からは、近隣に寮として利用できる賃貸物件が存しなかったのであれば、外国人介護福祉士候補の受け入れ自体を再考するなどの方法も検討すべきであり、関係者に対して社会通念に照らして高額に過ぎる賃料の支出が許容されるものではない。

特別の利益供与の総額は、明照会が、B に対し、契約上の賃料を支払った平成 23 年 1 月から平成 29 年 9 月までの 81 カ月間における、契約上賃料と鑑定結果との差額（月額 179,000 円）であり、合計 14,499,000 円となる。

(3) 伊丹市荒牧 7-12 土地

① 賃貸借契約に至った経緯

ア 明照会は、平成 23 年 10 月 1 日付「駐車場賃貸契約」により、C が所有する下記土地について、同人から、平成 23 年 11 月 1 日から平成 24 年 10 月 31 日までの期間、賃料月額 15 万円で借り受ける賃貸借契約を締結した。

記

所在 伊丹市荒牧七丁目

地番 12 番

地目 雜種地

地積 175 m²

イ なお、同契約は、上記期間後も自動更新されている。

また、同土地は、当初駐車場として賃貸されていたが、現在は、明照会が所有する建物の敷地として、賃貸されている。

ただし、賃料については変更されていない。

ウ 賃料の設定については、駐車場賃料の相場から算出したとのことである。

② 鑑定結果との対比

同土地については、平成 29 年 12 月 8 日付で不動産鑑定士による不動産調査報告書が作成されている。

同報告書によれば、土地の賃料は月額 163,000 円とされている。

③ 特別の利益供与の有無

契約上の賃料が月額 150,000 円であるのに対し、鑑定結果は 163,000 円であり、特別の利益供与にあたらない。

なお、契約上の賃料は、鑑定結果を下回ってはいるものの、想定される取引価格帯の範囲内と解せられるし、また、同土地の賃料を安くする代わりに他の賃料を高くするなどの関係は認められないものであるから、同建物の賃料が鑑定結果を下回っているからといって、他の契約等における特別の利益供与の金額の判断に影響を及ぼすものではない。(他の取引における特別の利益供与の額から控除する必要はない。)

(4) 伊丹市中野西 1-110-3 建物

① 賃貸借契約に至った経緯

ア 明照会は、 C が所有する下記建物に関し、同人から、平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの期間、賃料月額 194,400 円で借り受ける賃貸借契約を締結した。

記

所在 伊丹市中野西一丁目 110 番地 3

家屋番号 110 番 3

種類 居宅

構造 木造スレート葺 2 階建

床面積 1 階 48.02 m²

2 階 48.02 m²

イ 同建物についても、明照会が寮として使用するため、 C が個人で取得し、明照会に貸与したものである。

賃料の設定に関しては、不動産屋に確認して決定したことである。

② 鑑定結果との対比

同建物については、平成 29 年 12 月 8 日付で不動産鑑定士による不動産調査報告書が作成されている。

同報告書によれば、土地の賃料は月額 194,000 円とされている。

③ 特別の利益供与の有無

契約上の賃料が月額 194,400 円であるのに対し、鑑定結果は 194,000 円であり、特別の利益供与にあたらない。

(5) 伊丹市瑞穂町 6 丁目 46 土地

① 賃貸借契約に至った経緯

ア 明照会は、平成 25 年 11 月 28 日付「事業用定期借地権設定契約公正証書」により、恵芭が所有する下記土地について、同社から、平成 25 年 12 月 1 日から平成 75 年 12 月 1 日までの期間、賃料月額 1,000,000 円（ただし同金額は平成 50 年 11 月分まで）で借り受ける賃貸借契約を締結した。

記

所在 伊丹市瑞穂町六丁目

地番 46 番

地目 宅地

地積 804.85 m²

イ なお、同契約は、平成 27 年 3 月 17 日付「事業用定期借地権設定契約公正証書」において合意解約され、同日付で、新たに借地権設定契約が締結されたが、特別の利益供与の有無を判断する対象である賃料に関しては、変更されていない。

ウ A および B によれば、同土地は、伊丹市の地域密着型サービスの公募に申し込むに当たり、事業用地として確保する必要があったところ、明照会が先行取得することができなかつたため、恵芭に取得を依頼し、明照会が恵芭から賃借する方法を探ったとのことである。

賃料の設定においては、取得に要したローンや経費をもとに算出しているとのことである。

② 鑑定結果との対比

同土地については、平成 29 年 3 月 14 日付で不動産鑑定士による不動産調査報告書が作成されている。

同報告書によれば、賃料は月額 302,579 円とされている。

③ 特別の利益供与等の有無

契約上の賃料が月額 1,000,000 円であるのに対し、鑑定結果は月額 302,579 円であり、月額 697,421 円の差額が存する。

すると、契約上の賃料は社会通念に照らして高額に過ぎることは明らかであり、恵芭に対する特別の利益供与等（不正な法人資産の流出）といえる。

なお、経緯からすれば賃料算出の理由も理解できないではないが、鑑定結果との差額は看過し得ない程度に高額である。また、経緯及び当事者の意向からすれば、明照会が同土地上での事業を開始するにあたり、明照会が恵芭から土地を購入するなどの方法が適当であるところ、

かかる方法を採らず、漫然と、高額の賃料を支払い続けたことは、不正な資産の流出と評価せざるを得ない。

特別の利益供与等（不正な法人資産の流出）の総額は、明照会が、恵芭に対し、契約上の賃料を支払った平成25年12月から平成29年5月までの42カ月間における、契約上賃料と鑑定結果との差額（月額697,421円）であり、合計29,291,682円となる。

(6) 尼崎市大庄西町1丁目224-1建物

① 賃貸借契約に至った経緯

ア 明照会は、恵芭が所有する下記建物に関し、平成25年7月20日付建物賃貸借契約書により、同社から、平成26年4月1日から平成26年3月31日までの期間、賃料月額390,000円で借り受ける賃貸借契約を締結した。

記

所在 尼崎市大庄西町1丁目224番地4、224番地1、224番地2、228番地4、228番地6

家屋番号 224番4

種類 老人福祉施設

構造 鉄筋コンクリート造陸屋根3階建

床面積 1階 206.59 m²

2階 294.80 m²

3階 294.80 m²

ただし、1階部分

イ 同建物は恵芭が経営するサービス付き高齢者向け住宅の1階部分について、明照会がデイサービスや、居宅支援事業、訪問介護事業の事務所として使用するため、恵芭から借り受けたものである。

エ によれば、賃料の設定は、恵芭の経営するサービス付き高齢者向け住宅の賃料単価を参考にして設定したことである。

② 鑑定結果との対比

同建物については、平成29年3月14日付で不動産鑑定士による不動産調査報告書が作成されている。

同報告書によれば、建物の賃料は月額363,000円とされている。

③ 特別の利益供与等の有無

契約上の賃料が月額390,000円であるのに対し、鑑定結果は363,000円とあり、若干の差異はある。しかしながら、同調査報告書の比準賃料査定表の最高値に拠れば月額399,000円程度の金額になるのであり、月額390,000円の賃料も想定される取引価格帯の範囲に属するといえる。

したがって、特別の利益供与等は認められない。

(7) 宝塚市三笠町 6 丁目 21 番地建物

① 貸借契約に至った経緯

ア 明照会は、恵芭が所有する下記建物に関し、平成 24 年 8 月 24 日付建物貸借契約書により、同社から、平成 24 年 9 月 1 日から平成 44 年 8 月 31 日までの期間、賃料月額 600,000 円で借り受ける貸借契約を締結した。

記

所在 宝塚市三笠町 201 番地 2、201 番地 1、153 番地

家屋番号 201 番 2

種類 店舗・車庫

構造 鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建

床面積 1 階 539.88 m²

2 階 537.44 m²

ただし、1 階部分 484.5 m²

イ 同建物の賃料は、平成 25 年 7 月 1 日付で月額 220,000 円に変更され、平成 27 年 1 月 1 日付で再度月額 600,000 円に変更されている。

ウ 同建物は恵芭が経営するサービス付き高齢者向け住宅の 1 階部分について、明照会がデイサービスや居宅支援事業、訪問介護事業等の事務所として使用するため、恵芭から借り受けたものである。

ビ によれば、賃料の設定は、恵芭による建物取得費用、改修費用を、恵芭使用部分と明照会使用部分との面積割で算出したとのことである。

② 鑑定結果との対比

同建物については、平成 29 年 3 月 14 日付で不動産鑑定士による不動産調査報告書が作成されている。

同報告書によれば、建物の賃料は月額 815,000 円とされている。

③ 特別の利益供与等の有無

契約上の賃料が月額 600,000 円であるのに対し、鑑定結果は 815,000 円とあり、特別の利益供与等は認められない。

なお、同建物の賃料は鑑定結果よりも低額であるが、同建物賃料の設定に関して他の貸借契約の賃料設定との関連性は認められないため、契約上の賃料と鑑定結果との差額が、他の取引における特別の利益供与の存否や金額に影響を及ぼすことはない。

(8) 尼崎市長洲中通 3 丁目 15-1 建物

① 貸借契約に至った経緯

ア 明照会は、第三者（■）が所有する下記建物に関し、平成26年6月30日付建物賃貸借契約書により、同所有者から同建物を賃借する恵芭から、平成26年7月1日から平成51年6月30日までの期間、賃料月額455,000円で借り受ける賃貸借契約を締結した。

記

所在 尼崎市長洲中通三丁目 226番地

家屋番号 226番

種類 寄宿舎・デイサービスセンター

構造 鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき 3階建

床面積 1階 330.90 m²

2階 329.25 m²

3階 329.25 m²

ただし、1階部分 158.9 m²

イ 同建物は恵芭が経営するサービス付き高齢者向け住宅の1階部分について、明照会がデイサービスセンター・事務所として使用するため、恵芭から借り受けたものである。

なお、所有者との直接契約をせず、恵芭との転貸借契約となった理由については、特に存しないとのことである。

E によれば、賃料の設定は、恵芭の経営するサービス付き高齢者向け住宅の賃料単価（平米単価）を参考にして設定したことである。

② 鑑定結果との対比

同建物については、賃料の鑑定を実施していない。

ただし、同建物が所在する地域は、上記「尼崎市大庄西町1丁目224-1建物」に関する鑑定における賃貸事例比較の対象地域に含まれており、同鑑定結果が参考となるものと考える。

すると、賃料の平米単価は2,012円とすべきであり、同建物の鑑定賃料は319,706円になるものと解せられる。

なお、恵芭は、■より、建物全部を月額1,400,000円で賃借しているところ、その平米単価は1,414円であり、この金額と比べても上記平米単価2,012円が安価であるとは解せられない。

③ 特別の利益供与等の有無

契約上の賃料が月額455,000円であるのに対し、鑑定を参考にして算出した賃料は月額319,706円であり、その差額は、月額135,294円となる。

すると、契約上の賃料は、社会通念に照らして高額に過ぎると言え、特別の利益供与等（法人資産の不正な社外流出）が認められる。

なお、E の説明によれば、同建物におけるサービス付き高齢者向け住宅の平米単価と、「尼崎市大庄西町1丁目224-1建物」におけるサービス付き高齢者向け住宅の平米単価とは、

それほどの差異はないとのことである。そうであれば、明照会賃借部分の賃料の平米単価も、両物件においてそれほどの差異は生じないはずである。しかしながら、「尼崎市大庄西町1丁目224-1 建物」における明照会賃借部分の平米単価が月額1,278円であるのに対し、「尼崎市長洲中通3丁目15-1 建物」に関する明照会賃借部分の平米単価が2,863円になっているのは、やはり不当な賃料設定と言える。

特別の利益供与等（法人資産の不正流出）の総額は、明照会が、恵芭に対し、契約上の賃料を支払った平成26年7月から平成31年3月までの57カ月間における、契約上賃料と鑑定を参考に算出した賃料との差額（月額135,294円）であり、合計7,711,758円となる。

(9) 伊丹市中野西1丁目161ほか土地

① 賃貸借契約に至った経緯

ア 明照会は、第三者（Gほか2名）が所有あるいは共有する下記土地に関し、平成26年3月31日付賃貸借契約書により、同所有者らから、平成26年3月31日（厳密には社会福祉法人親和福祉会（以下「親和福祉会」という。）の理事・監事を交代し、事業が承継されたとき）から平成46年3月末日までの期間、賃料月額80万円で借り受ける賃貸借契約を締結した。

記

(土地1)

所在 伊丹市中野西一丁目
地番 161番
地目 宅地
地積 103.36 m²

(土地2)

所在 伊丹市中野西一丁目
地番 168番
地目 宅地
地積 206.17 m²

(土地3)

所在 伊丹市中野西一丁目
地番 169番
地目 宅地
地積 99.17 m²

イ 明照会は、同土地所有者らとの間で、平成26年6月18日、事業用定期借地権設定契約公正証書を作成し、同土地上の地上権を取得した。

地上権取得の対価は、190,400,000円とされ、平成26年6月より、毎月末日限り金80万円ずつ支払うこととされた。ただし、前記賃貸借契約による賃料と重複して支払われてはいけない。

ウ なお、同土地は、同土地所有者らと恵芭との間で、平成26年3月31日付で売買契約（代金額9,600万円）が締結されており、恵芭から同土地所有者らに対し、売買代金が分割（毎月40万円）で支払われている。

エ A によれば、同土地を賃借あるいは地上権の設定を行うに至った経緯は以下のとおりである。

すなわち、明照会が存する地域は、伊丹市の方針で福祉ゾーンとされ、伊丹市社会福祉事業団の施設をはじめ、複数の法人が老人施設や保育園を運営していたところ、そのうちの一つである親和福祉会が保育事業から撤退するとの情報を得たため、福祉ゾーンの中の保育園を維持すべく、同会の保育事業の承継を申し出た。すると、同会を運営する G から、保育園の隣接土地を賃借するよう（恵芭においては購入するよう）要請され、賃借あるいは地上権の設定を行うに至った。賃料あるいは地上権取得対価については、所有者側の意向に従った。恵芭が売買代金を支払い一つ、明照会が賃料あるいは地上権取得対価を支払う方法についても所有者側の意向に従った。とのことであった。

② 鑑定結果との対比

同土地については、鑑定を実施しており、月額合計363,500円との結果となっている。

なお、同土地更地価格の鑑定結果は、土地1が15,401,000円、土地2および3が45,496,000円（したがって、合計60,897,000円）とされている。

③ 特別の利益供与等の有無

契約上の賃料が月額800,000円であるのに対し、鑑定賃料は月額363,500円であり、その差額は、月額436,500円となる。

すると、契約上の賃料は、社会通念に照らして高額に過ぎると言え、特別の利益供与等（法人資産の不正流出）が認められる。

特別の利益供与等（法人資産の不正流出）の額は、少なくとも、明照会が、同土地所有者らに対し、契約上の賃料を支払った平成26年4月から平成31年3月までの60か月間における契約上賃料と鑑定を参考に算出した賃料との差額（月額436,500円）であり、合計26,190,000円と言える。

ただし、前記のとおり、事業用定期借地権設定契約公正証書によれば、毎月明照会から支払われる80万円は、地上権取得対価の分割払金とされ、その総額は190,400,000円とされている。そして、同分割払金の支払義務は、当事者に帰責性がなく借地権が消滅した場合、あるいは、明照会の債務不履行により契約が解除された場合にも存続するとされており、かかる規定の有

効性についてはともかくとしても、将来的に、明照会が地上権取得対価を支払い続けることが予定されている。すると、明照会は、同契約期間である 20 年間、G らに対して特別の利益供与等を続けることが予定されていると言え、その総額は、104,760,000 円となることを付言する。

なお、前記地上権の取得対価 190,400,000 円はもちろん、同契約期間にわたって明照会から G らに対してなされる特別の利益供与等の総額 104,760,000 円が、前記土地の更地価格（合計 60,897,000 円）をはるかに超える金額であることに着目すべきである。さらに言えば、これも既述のことであるが、明照会からの賃料あるいは地上権取得対価の支払いとは別に、恵芭からも G らに対して、売買代金 96,000,000 円が分割で支払われていることについても着目すべきであり、これらの事情から、これら一連の取引の異常性を窺い知ることができるを考える。

3. 関係者等へのコンサルタント報酬等の支払い

(1) B（元理事長）への報酬等

① 平成 23 年 9 月 30 日付嘱託顧問契約

ア 明照会は、平成 23 年 9 月 30 日付で、元理事長との間で、「嘱託顧問契約」を締結し、「あそか苑もものはの整備にかかる起案・設計・監理のコンサルタント業務」につき、報酬 2,500,000 円（税別）として、嘱託顧問契約を締結した。

なお、契約書の表記は「平成 22 年」となっているが、契約当事者である理事長は A になっていることから、平成 23 年の誤りであると解される。

イ 同契約締結の趣旨や経緯を尋ねたところ、元理事長、前理事長とも明確な回答は得られなかつた。

なお、D によれば、元理事長は、建物の設計等を行うことができ、明照会の建物建築の際には設計等業務に積極的に携わることから、その報酬を定めたのではないかとのことであった。

ウ 同契約に基づいて、明照会から元理事長に対して 2,625,000 円が支払われたが、元理事長の履行状況や成果物は確認できない。

エ 特別の利益供与の有無

建物の設計自体は専門業者が行うところ、そのコンサルタント業務との名目で、高額の報酬を支払うことが相当であるか疑義があることはもとより、その成果や履行状況が確認できない以上、過大な報酬を支払っているものと解ざるを得ない。

そのため、当委員会は、同契約に基づいて支払った報酬金 2,625,000 円が特別の利益供与に当たると認定した。

② 平成 24 年 4 月 1 日付委託契約書

ア 明照会は、平成 24 年 4 月 1 日、元理事長との間で、「①会計指導②労務管理③運営管理」

を業務内容とし、委託料を日額 20,000 円とする委託契約を締結した。

契約期間は同日から 1 年間であるが、自動継続され、平成 24 年 4 月から同 29 年 10 月まで、月額 420,000 円が支払われている。

イ 同契約について、元理事長によれば、理事長就任中は無報酬であったことから、退任にあたっては功労金を支払う旨明照会側で検討したが、そのような規定がないことから支払えず、代わりに退任後も前理事長からの相談に乗るという趣旨で、委託料を支払う形になったとのことである。

前理事長によれば、同契約にあたっては、理事会の承認を得たはずであるとのことであつたが、理事会議事録の記載からは、そのような事実は確認できなかつた。

ウ 特別の利益供与の有無

元理事長は、毎日のように前理事長と顔を合わせ、相談に乗り、来客があれば同席するなどの業務を行つたとのことである。

また、既述のとおり、元理事長から直接あるいは間接に職員が指示を受けることもあり、元理事長が、明照会の運営に一定程度関与していたことは認められる。

しかしながら、月額 420,000 円の報酬となるのは月 21 日勤務したことが認められる場合であるところ、かかる事実は認められない。なお、出勤簿が作成された時期はあるようであるが、職員によれば、出勤した体裁にするよう指示されたとのことであるし、元理事長も自身で出勤簿への記入をしていないことを認めているのであるから、信用できない。

また、そもそも、明照会において規定のない役員退職慰労金を支払う代わりの委託契約であるとのことであり、脱法的行為であると言えるし、前理事長からの相談に乗るという程度の業務について日額 20,000 円の報酬は社会通念に照らして高額に過ぎると言うべきである。

以上より、当委員会は、月額 420,000 円の支払は特別の利益供与にあたると判断し、その総額は、委託料の支払われた平成 24 年 4 月から同 29 年 10 月までの合計金 28,140,000 円である。

(2) C (元苑長) への支払い

① 名誉理事としての報酬

ア 明照会は、元苑長に対し、平成 29 年 4 月から 10 月まで、同人が名誉理事として相談業務にあたる報酬として月額 400,000 円を支払った。

イ 特別の利益供与の有無

明照会の諸規定において、名誉理事という役職はなく、当然ながら名誉理事に対する報酬に関する規定もない。

また、明照会と元苑長との間で、報酬を支払う旨の契約も締結されていない。

すると、元苑長に対する報酬の支払いは特別の利益供与と認定せざるを得ず、その総額は、

報酬の支払われた平成 29 年 4 月から 10 月までの合計金 2,800,000 円となる。

(3) 茲恭舎への支払い

① 平成 23 年 10 月 15 日付コンサルタント契約

ア 明照会は、平成 23 年 10 月 15 日、茲恭舎との間で、明照会の「経営管理相談業務」について、「有益な情報を収集し提言を行う目的」でコンサルタント契約を締結した。

期間は、平成 23 年 11 月 1 日から同 24 年 10 月 31 日まで、報酬は年額 3,000,000 円とし、
b が担当するとされている。

イ 同契約の趣旨について、B に尋ねたが、わからないとのことであった。

ウ 特別の利益供与等の有無

まず、茲恭舎が行うコンサルタント業務の内容が不明確であり、業務の特定ができない。

特定できない業務に対し、3,000,000 円という報酬額は社会通念上不相当である。

また、コンサルタント業務の履行状況や成果は確認できない。

さらに、言えば同コンサルタント契約の茲恭舎側担当は b とされているところ、これに先立つ平成 23 年 4 月 1 日に明照会は b との間で平成 24 年 3 月 31 日までの期間についての経営コンサルティング契約を締結し、また、平成 24 年 4 月 1 日にも(1)(2)に記載したとおり同人との間で委託契約を締結しており、B が担当するコンサルタント等業務についての契約が同一期間において重複して締結されていることとなる。すると、これら契約が真に正当な目的で締結されたかどうかについては疑惑があると言わざるを得ない。

かかる理由により、茲恭舎に対する 3,000,000 円のコンサルタント料の支払は、社会通念に照らして不相当であると解され、特別の利益供与等（法人資産の不正な社外流出）にあたると判断する。

② 平成 25 年 8 月 9 日付工事仲介料の支払

ア 明照会は、平成 25 年 8 月 9 日に、茲恭舎に対し、荒牧高齢者住宅の工事仲介料として、974,950 円を支払った。

工事仲介料について契約書は確認できない。

イ 特別の利益供与等の有無

契約に基づく支払いであることが確認できること、茲恭舎の履行状況や成果が確認できないこと、そもそも工事仲介料というものを支払う必要性（特に施主側が支払う必要性）が不明であることなど、到底社会通念に照らして相当な支出であるとは認められない。

したがって、974,950 円について、特別の利益供与等（法人資産の不正な社外流出）にあたると判断した。

4. 恵芭との契約（業務委託契約、物品購入取引、介護保険料利用者負担分補填）

(1) 業務委託契約

明照会は福祉事業に経営資源の集中を行うため、福祉事業遂行に必要なさまざまな業務を恵芭に外注委託するようになった。特に平成 25 年以降は事業の拡大に伴い委託金額も増加していく。

① 主な業務委託の内容と委託料等

ア 施設管理業務（平成 25 年 8 月 26 日付契約）

特別養護老人ホームあそか苑他 6 箇所の施設の管理（巡回点検）として月額 410,400 円を支払う契約をした。

イ 清掃業務（平成 25 年 8 月 26 日付契約）

あそか苑、茲恭館、あそか苑玄関周りの清掃、管理として月額 324,000 円を支払う契約をした。

ウ 宿直管理（平成 25 年 8 月 26 日付契約、平成 27 年 1 月 19 日付契約）

あそか苑他の宿直管理業務として 1 箇所月額 243,000 円を支払う契約をした。

エ 給食業務・管理栄養士

あそか苑等の施設利用者に対する給食の献立表作成から材料調達・調理・食器洗浄・設備管理等食事に関する全般を委託し、金額は朝食・昼食・夕食他 1 食あたりの単価表にて支払う契約をした。

また、明照会で不足した管理栄養士について派遣委託を受け、月額 400,000 円を支払う契約をした。

オ 送迎業務・車両リース

（ア）送迎業務

あそか苑等の施設利用者のデイサービス送迎、ショートステイ送迎の業務委託（運行管理・車両管理・労務管理を含む）として、施設毎に年額 2,600,000 円から 6,000,000 円を支払う契約をした。

（イ）車両リース

公用車リースについては、平 28 年 5 月 15 日現在ではリース契約台数 27 台リース料総額月額 930,483 円を契約していた。

なお、兵庫県の監査においても、車両のリースを主たる目的とするものでない恵芭と一社契約する必然性は乏しく、また、一部の車種で見積合わせを行ったとする他社の見積についても、適正な条件による比較に基づくものか疑問が残るとされた。

② 特別の利益供与等の有無

ア 施設管理業務

施設管理業務については、施設管理・清掃業務・宿直業務契約書 4 条で「保守作業計画表及び建物管理要領により管理業務を実施するものとする。」となっている。

恵芭の代表者である E によれば毎月各施設の点検を実施し、建物管理業務報告書にて報告を行っていると主張している。

しかしながら、実際にはそのような計画書、実績報告は確認できない。

また、明照会は別途、施設管理業務委託期間と重複する時期において、恵芭との間で、建物・設備管理業務委託契約を締結しており、施設管理（巡回点検）のみを取り出して委託する必要性は見出せない。

ちなみに、恵芭との契約を終了した後の平成 30 年度は、明照会において、施設管理（巡回点検）のみの実施の必要性は見られなかった。

以上より、当委員会としては実態のない契約と判断し、全額を利益供与等とした。

支払額（平成 25 年度～28 年度）	13,075,800 円
利益供与等額（全額と認定）	13,075,800 円

イ 清掃業務

清掃業務に関しては、職員から聴取した結果、あそか苑の玄関まわりで何人かが清掃しているのを見かけたとのことであった。

ただし、何人が何時間くらいかけて清掃をしたのか不明であり、恵芭側からの実績報告もない。

この点、恵芭によれば 2 名の要員を清掃業務に充てていたと主張し、当委員会に対し、当該従業員の賃金台帳を提出した。

なお、契約が終了した後の平成 30 年度には、明照会職員が周辺の清掃をしており外部に委託はしていなかった。

当委員会としては、恵芭において一応の業務の遂行は認められるものの、恵芭における経費や業務遂行態様等と比較すると、清掃業務についての委託料は、社会通念に照らして高額に過ぎると考え、特別の利益供与等と判断した。

なお利益供与等の額は、恵芭における支払給与等とその支払い額の 3 割を恵芭において支出を要する管理費等の経費と推認し、5,737,303 円とした。

支払額（平成 26 年度～28 年度）	12,528,000 円
恵芭年間給与額 2,022,044 円 × 2 年 7 カ月	5,223,613 円
加算：管理費等経費（便宜上 3 割と推認）	1,567,084 円
小計	6,790,697 円
差引：利益供与等額	5,737,303 円

ウ 宿直業務

宿直業務については、恵芭との契約では1箇所1日あたり7,500円×30日の計算で、月額225,000円となる。これが平成28年度では5箇所となっている。

しかしながら、この5箇所の中には、尼崎中央デイサービスと武庫川のデイサービスが含まれている。明照会がこれら2箇所において行うデイサービス事業は宿直の必要はなく、むしろ同一箇所にてサービス付き高齢者向け住宅を営む恵芭が本来負担すべき業務である。

にもかかわらず、これら2箇所の宿直業務についても、明照会から恵芭に業務委託をしているのは、社会通念上相当性を欠くといわざるを得ない。

そして、この2箇所の宿直費の累計は11,600,000円である。

一方、他の箇所についても平成29年度から明照会が恵芭を介さずに雇用等契約をした場合は1箇所1日あたり4,500円の給与等支出に留まっており、この単価にて算出した金額と恵芭へ支払った金額との差額は、平成25年6月から平成29年5月まで累計9,072,000円となる。

この差額は、社会通念に照らし高額に過ぎると見え、特別の利益供与等にあたると判断した。

ただし、明照会が外部に業務委託をしなかった場合には、明照会において募集費、管理費等の間接費がかかるところ、その経費の額は明照会が直接雇用をする際に要する給与の3割程度と推認した。

その結果、利益供与等の額については、恵芭に支払った金額から、明照会の独自契約に要する給与等支出および経費を控除した5,629,500円とした。

<尼崎・武庫川>	
支払額（平成26年度～28年度）	11,664,000円
利益供与等額（全額：デイサービスで宿直なし）	11,664,000円
<尼崎・武庫川以外>	
支払額（平成26年度～28年度）	20,547,000円
独自契約額	11,475,000円
加算：外注経費（便宜上3割と推認）	3,442,500円
小計	14,917,500円
差引：利益供与等額	5,629,500円

エ 給食業務・管理栄養士

給食業務については、恵芭に支払う1食当たり単価と利用者の支払う単価はほとんど変わらず、利益供与等ないと判断する。

管理栄養士については2名の派遣を受けていたが、先方の給与は社会保険料を含めて総額8,153,372円で諸経費をその3割と推認すると、明照会が恵芭に支払っていた額を超えることになり、利益供与等はなかったと判断した。

支払額（平成26年度・27年度）	10,430,600円
先方支払給与等	8,153,372円
加算：外注経費（便宜上3割と推認）	2,446,011円
小計	10,599,383円
差引：利益供与等額	-168,783円

才 送迎業務・車両リース

送迎業務については、恵芭から、送迎に係る勤務時間、業務日誌等を報告がないまま、契約に基づく請求額を支払っており、管理に問題がある。

とはいっても、恵芭からの回答を見ても、運転手が他の業務を兼務していることがあり、また、募集費や、シフト調整、運転手教育等の諸経費も不明である。

そのため、社会通念に照らして相当な委託料であるかの判断は困難であり、現時点では特別の利益供与等との認定はしていない。

<送迎業務>

支払額（平成25年度～28年度） 38,191,917円

利益供与等額（実施した業務内容と運転手の給与等が明確でないため算定不能）

車両リースについては送迎業務を委託している恵芭へ、車両リースも併せて委託すれば、事故等があった場合には迅速にリース会社に連絡して対応でき、車両の一元管理が出来るので、恵芭との間でリース契約をしているとのことであった。

しかしながら、リースにあたっての車の仕様等の交渉は明照会が行っており、恵芭を通す意味は乏しい。事故の際にリース会社に連絡をするという作業についても、送迎業務の内容として、運転手あるいは送迎業務の受託者（恵芭）が把握しておくべき事項であり、リース会社との間に恵芭を契約当事者として介在させなければならない事情とは考えられない。

一方で、本来的には直接リース会社と契約する方が安く契約することができると判断できる。

そのため、車両リースに関して、恵芭に支払ったリース料は、社会通念上相当な支出とは言えず、特別の利益供与等と判断する。

なお、恵芭に対し、車両毎の支払いリース額を照会したところ、現時点での回答を得られて

おらず、利益供与等の額の算出に当たって、恵芭側の利益を参考にすることはできない。
そこで、当委員会としては、明照会がリース会社との直接契約に切り替えた 27 台分に関する平成 29 年 12 月以降のリース月額に、保険料と車検費用を加えた、月額合計 876,802 円と、旧契約リース月額費用 993,504 円との差額 114,702 円を契約台数 27 台で割って算出した 4,248 円を 1 台当たりの月額の利益供与額等とし、過去 5 年分の平均車両リース台数 25 台に恵芭からのリース期間累計 51 ヶ月を乗じて算出した 5,416,200 円を利益供与等の金額と判断した。

<車両リース>

利益供与等の額の算定

月額差額：旧契約 993,504 円 - 直接契約 876,802 円 = 114,702 円/月

1 台当たり差額：114,702 ÷ 27 台 = 4,248 円

利益供与等額：4,248 円 × 25 台 × 51 ヶ月 = 5,416,200 円

(2) 物品購入取引

① あそか苑みずほ拠点開設に伴う備品購入

ア 明照会は、平成 26 年度にあそか苑みずほ拠点開設に伴う物品購入（総額 26,938 千円）に際して、随意契約として 3 社からの見積をとっており、その 3 社の中に恵芭、アド・サービスの 2 社又は 1 社が含まれている。

そして、各社見積の結果、恵芭、アド・サービスのどちらかが選定されている。

イ 定款違反、経理規程違反

当時の経理規程においては、「合理的な理由により、競争入札に付することが適当でないと認められる場合」に随意契約によることが認められている。（第 56 条 1 項）

この点、1 号から 7 号において「合理的な理由」が列挙されているが、そのどれにも該当せず、上記物品購入は本来、競争入札によるべきであったと判断できる。

また、当該物品購入に際して、理事会に譲った形跡は無かったが、当該物品購入は定款第 26 条でいうところの「日常の業務」の範疇を超えており、本来、理事会の決議を通すべきであったと思われる。

上記のように規程や定款を軽視し、競争入札を採用せず、理事会を通さない購入の意思決定をした結果、発注先が、恵芭、アド・サービスに不自然に偏ったことに繋がったのではないかと推察される。

そして、取引の結果からみると、そもそも相見積は機能しておらず、当初から恵芭やアド・サービスへ発注することが決まっていたかのような取引であったことが推認できる。

ウ 電動ベッド

例えば、あそか苑みずほ拠点の電動ベッド購入について、恵芭、パラマウントベッド株

式会社（以下「パラマウントベッド」という。）、アド・サービスから見積を取っているところ、見積額は恵芭が8,508千円、パラマウントベッドが10,230千円、アド・サービスが9,224千円の提示を行ったことから、結果、恵芭を選定している。

しかし、恵芭はこの電動ベッドを、上記相見積業者であるパラマウントベッドより8,108千円で購入している。（パラマウントベッド担当者からのヒアリング及び恵芭に対する照会回答により判明。）

パラマウントベッドに関しては、明照会に対する見積額より、2,000千円（取引額の2割）以上安価な額で恵芭に販売しているのであり、かかる観点からみても、前記パラマウントの見積が、正常に作成されたものでないことは明らかである。

さらにいえば、恵芭のパラマウントベッドからの仕入れ価格が先にあり、これに恵芭の利益を加えた金額を明照会に提示し、一方で、パラマウントベッドやアド・サービスに対しては、明照会の見積金額を上回る金額の見積書の作成を依頼し、体裁を整えたことは容易に推認できる。

なお、前理事長に見積書の取得経緯を質問したところ、総務課長の名を挙げ、総務課長に確認したところ、知らない、あるいは、決裁時に存在しなかった可能性があるとの回答であって、かかる状況からみても、見積書が適切に作成され取得されたものでないことが分かると言える。

Eからのヒアリングに際しても、いずれの取引であるかは特定しなかったものの、事後的に、相見積書を取得した事案があるとの回答であった。

明照会とパラマウントベッドとの間に恵芭を介在させる必要はなく（この点、Eは恵芭が交渉することにより値下げの効果があったと主張するが、明照会ではなく恵芭であるからパラマウントベッドが値引きをしたという理由が不明であり、信用性に乏しいと判断する。）、恵芭の利益分は社会通念に照らして不相当な支出であると判断する。

エ 特殊浴槽

また、同様に恵芭が落札した特殊浴槽4台、7,787千円は、恵芭がメーカーである株式会社アマノ（以下「アマノ」と言う。）から6,786千円で購入したことが判明している。

特殊浴槽に関しても、恵芭を介在させる必要性は見出せない。

オ ネットワーク、家電一式、電化製品

その他、ネットワーク、家電一式、電化製品についても、恵芭が落札しているが、恵芭の購入金額は、恵芭からの回答に基づいて認定した。

これらについても恵芭を通して購入する理由に乏しく、またその購入手続に瑕疵があるといえる。

カ 補助金との関係

なお、明照会は、上記備品購入について、伊丹市より平成26度地域介護拠点整備費補助

金 17,922 千円の交付を受けている。

恵芭、アド・サービスを購入取引に介在させることにより、購入金額が不当に引き上げられ、その結果として補助金交付額に影響が無かったのか問題となる。

ただ、補助金交付額には上限が設けられていることから、恵芭の仕入金額のすべてが判明しない中、交付額に影響を与えたか否かは判断出来ない状況である。

② 尼崎中央デイサービス、武庫川デイサービス開設に伴う備品購入

ア 明照会は、平成 26 年度に尼崎中央デイサービス、武庫川デイサービス開設に伴う物品購入（特殊浴槽、厨房設備）に際して、随意契約として 2 社からの見積をとっており、その 2 社はいずれも、恵芭、シオタニである。

各社見積の結果、恵芭が選定されている。

イ 手続的瑕疵

この取引においてもあそか苑みずほ拠点と同様の購入手続上の瑕疵があり（詳細は 7 (2)①）、また同様に相見積が機能せず、当初から恵芭へ発注することが決まっていたかのような取引であった。

相見積に関して言えば、見積業者シオタニは、特殊浴槽や厨房設備の販売を主とする業者ではなく、何故、同社に見積依頼をしたのか不明である。

また、職員によれば、恵芭に対する支払の際、相見積書のみならず恵芭の見積書さえ存在しなかつたため、恵芭側に見積書と「相見積書」の提出を促した記憶であるとのことであった。

ウ 特殊浴槽・厨房設備

尼崎中央デイサービスにおける特殊浴槽 1 台、4,862 千円について、恵芭は、メーカーであるアマノから 3,432 千円で購入したことが判明している。

他方、尼崎中央デイサービス厨房設備 5,184 千円については、メーカーの協力が得られず納入金額が不明あったが、恵芭からの回答により 4,867 千円と判明した。

武庫川デイサービスにおける特殊浴槽 1 台、4,862 千円については、恵芭が、メーカーであるアマノから 3,727 千円で購入したことが判明している。

③ 特別の利益供与等の有無

ア 上記あそか苑みずほ拠点開設に伴う物品の購入契約においては、そもそも恵芭を通して購入する必要は無くメーカーかその代理店に直接見積を依頼して購入の判断をするべきである。

既述のとおり、最初から恵芭の落札が決まっており、相見積書等は後から作成しているふしがある。購入決定手続の瑕疵（入札によらないこと、のみならず見積書の取得経緯も不自然であること、理事会に諮っていないこと）からも、恵芭との取引が正常なものではないこ

とが推認できると言える。

そのため、物品購入取引に恵芭を介在させ、恵芭に利益をもたらしたことは、社会通念に照らして相当とは言えず、特別な利益供与等と判断する。

なお、納入メーカーへの直接ヒアリング及び恵芭からの回答により得られた情報から、恵芭の購入代金と明照会への販売代金につき、合計で1,995千円の差額があったことが判明しており、この差額を利益供与等の金額であると判断した。

イ また、尼崎中央デイサービス、武庫川デイサービス開設に伴う備品購入に際しても、同様な手続上の瑕疵が有り、取引に恵芭を介在させ恵芭に利益をもたらしたことは、社会通念に照らして相当とは言えず、特別な利益供与等にあたると判断する。

なお、納入メーカーへの直接ヒアリング及び恵芭からの回答により得られた情報から、恵芭の購入代金と明照会への販売代金につき、合計で2,881千円の差額があったことが判明しており、当委員会は差額全額を利益供与等と判断した。

【備品調達】

○あそか苑みづほ備品購入

物 品	調達先	恵芭調達価額	(単位：千円)	
			明照会購入価額	メーカー販売価額との差
特殊浴槽	アマノ	6,786	7,787	1,001
電動ベッド	パラマウント	8,108	8,508	400
ネットワーク	コムロック	1,358	1,728	370
家電一式	新菱電機	1,464	1,639	175
電化製品	ヤマダ電機	153	202	49
計		17,869	19,864	1,995

○武庫川デイサービス・尼崎中央デイサービス備品購入

物 品	調達先	恵芭調達価額	(単位：千円)	
			明照会購入価額	メーカー販売価額との差
武庫川特殊浴槽	アマノ	3,727	4,862	1,134
尼崎中央特殊浴槽	アマノ	3,432	4,862	1,430
尼崎中央厨房設備	アマノ	4,867	5,184	316

	計	12, 026	14, 908	2, 880
--	---	---------	---------	--------

(3) 介護保険料利用者負担分補填

① 補填の内容等

ア 明照会は、平成 26 年 7 月から、恵芭との間で、同社が運営している尼崎・武庫川のサービス付き高齢者向け住宅の入居者が明照会のデイサービスと訪問介護サービスを受けた場合について、以下のような取り決めをした。

- ・ 明照会は利用者から、1割の利用者負担部分の支払いを受ける。
- ・ 明照会は、利用者から受けた 1 割負担部分に相当する額を恵芭に支払う。
- ・ 恵芭は利用者に対するサービス付き高齢者向け住宅の請求額から同額を控除して請求する。
- ・ 結果として利用者は、1 割負担部分を返還されたことになり、利用者負担分を免除されることになる。

この制度は平成 30 年 1 月まで続いていた。その補填金額は総額 8, 159, 909 円であった。

かかる取り決めをした趣旨としては、恵芭においてはサービス付き高齢者向け住宅の入居率を高めるため、明照会においてはサービス付き高齢者向け住宅入居者のデイサービスの利用率を高めるために考えたとのことであった。

イ 法令違反

介護保険においては、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成 11 年 3 月 31 日号外厚生省令第 37 号) の第 20 条において「利用料等の受領を受けるものとする。」と定められている。

また、「低所得者に対する介護サービスに係る利用者負担の軽減制度の実施について」(平成 12 年厚生労働省老健局長通知) でサービス利用料の軽減制度は、県への届出が必要とされているが、この届けは出されていない。

恵芭を経由しての明照会の利用者負担分補填は上記の法令等を潜脱し、違反するものと言える。

なお、明照会のグランデ荒牧（サービス付き高齢者向け住宅も明照会が運営）においては、明照会自ら一旦利用者からもらった利用者負担金を翌月利用者に返金している。

平成 26 年 7 月から平成 30 年 4 までの返金額は 8, 676, 018 円であった。

この制度は利用者の重要事項説明書には記載はないが、パンフレットに一部負担変動することを記載しており、今後は平成 30 年 5 月から 2 年間を区切って相談料の還付金として月 2 万円の値引きをすることにしている。

この制度も法令に違反しており利用者に説明して、直ちに中止すべきである。

② 特別の利益供与等の有無

趣旨はともかくとして、法令に違反する取り決めであるため、明照会の行った補填行為は社

会通念上不相当な支出であると判断する。

そのため、8,159,909円について、特別の利益供与等（法人資産の不正な社外流出）の額とした。

5. アド・サービスとの契約（業務委託契約、物品購入取引）

(1) 業務委託契約

明照会は恵芭への業務委託と同様に、福祉事業遂行に必要なさまざまな業務について、アド・サービスとの間で平成26年度から、業務委託契約を締結している。

ただし、件数としては、恵芭より少ない。

① 主な委託業務の内容と委託料等

ア 事務補助・管理業務 月額216,000円から756,000円。

主に助成金申請業務等の管理業務を委託、平成30年1月には終了している。

イ I T保守運用 月額594,000円（平成29年8月から）。

I Tの専門家を雇用している。

明照会の基幹システムに精通する、代わりの人材がいない。

明照会の雇用体系にも合わないので、直接雇用は困難であるため、アド・サービスに継続委託している。

ウ その他単発での業務委託 700,000円 平成27年7月営業代行料

② 特別の利益供与等の有無

業務委託契約については業務の実態もあり、社会通念に照らして不相当な委託料とは言えないので、特別の利益供与等にはあたらないものと判断する。

(2) 物品の購入契約

① あそか苑みずほ拠点開設に伴う備品購入

ア 明照会は、平成26年度にみずほ拠点開設に伴う物品購入（総額26,938千円）に際して、随意契約として3社から見積を取り、その3社の中に恵芭、アド・サービスの2社又は1社が含まれている。

各社見積の結果、恵芭、アド・サービスのどちらかが選定されている。

イ 選定の状況は4(2)①の恵芭に関するみずほ拠点開設に伴う備品購入に記載した点と同じである。

恵芭の項で述べたとおり、みずほ拠点開設に伴う備品購入に関しては、そもそも恵芭あるいはアド・サービスを介在させる必要がないこと、相見積額も正常なものとは言えないこと、取引の公正を担保する入札等が行われていないことなどから、社会通念上不相当な取引であると判断する。

加えて、アド・サービスが落札した備品等については、すべて恵芭が他社から仕入れたものをアド・サービスが購入し、これを明照会に販売したことが判明している。恵芭とアド・サービスのいずれもが取引に介在すれば、その分、メーカー等から直接購入する場合に比べて、エンドユーザーである明照会の負担が増加することは明らかである。また、そもそも、何故、両社が介在する必要があるのか、全く分からない。

なお、推測にはなるが、アド・サービスは恵芭だけが備品納入について落札するのは不自然であるためそのダミー会社としての位置づけであると解される。

いずれにしても、不要にアド・サービスを取引に介在させ、同社に利益をもたらしたことは、特別の利益供与等にあたる。

ウ この拠点の開設に伴いアド・サービスが落札した金額は総額で7,072千円である。

調査した結果、この内、アド・サービスがテーブル・イス他を3,051千円で明照会に納入しているが、これは、恵芭がメーカーである株式会社ホウトクから仕入れてそれをアド・サービスに納入したもので、メーカーの恵芭への納入価額は2,524千円であることが判明した。

② 特別の利益供与等

上記の物品の購入契約においては、そもそもアド・サービスを通して購入する必要は無くメーカーかその代理店に直接見積を依頼して購入の判断をするべきである。

恵芭と同様に、最初からアド・サービスの落札が決まっており、見積書等は後から作成しているふしがある。

アド・サービスに対する特別の利益供与等の額は、アド・サービスの恵芭からの仕入金額ではなく、恵芭の仕入金額を基準とし、明照会の購入金額との差額によるものと判断する。なぜなら、アド・サービスのみならず恵芭も取引に介在する必要がなく、結果、恵芭の利益分についても明照会にとっては、法人資産の不正な社外流出にほかならないからである。

ただ、全ての取引についてはその納入メーカーの協力を得られなかつたため、少なくとも納入メーカーの協力を得られたテーブル・イス他については、直接メーカーから購入した場合との差額が527千円であるところ、これを特別の利益供与等の額と判断した。

【備品調達】アド・サービス購入（メーカーから恵芭、アド・サービス経由で明照会へ）

○あそか苑みずほ備品購入

(単位：千円)

物 品	メー カー名	メー カー販売価額	アド・サービスか らの購入金額	差額
家具一式	ホウトク	2,524	3,051	527

6. 公用車の私的利用

(1) 内容

兵庫県の指導監査において、明照会が、恵芭とリース契約している公用車のうち、前理事長がほぼ日常的に占有している公用車にかかる費用については、明照会経費から支出することは不適切であるとの指摘を受けた。

(2) 特別の利益供与

明照会が調査をした結果、日常的に使用していることが判明したので、前理事長使用公用車(B MW) のリース料金 6,123,550 円の内、土曜・日曜の 2 日相当分を私的利用と判断して 1,749,685 円が、前理事長に対する特別の利益供与にあたると判断する。

なお、同金額については、明照会から前理事長に請求し、平成 30 年 3 月 22 日に回収した。

前理事長への請求・回収は完了しているものの、公用車管理台帳等による運用管理記録がないことからあくまで概算計算によらざるを得なかった。公私の明確な区分がなく、またそれを許してきた明照会の管理体制が問題の根底にあると考えられ、早急な管理体制の整備が必要と考える。

7. その他の問題点（不合理な経営判断、不適切な会計処理等）

(1) 社会福祉法人親和福祉会の事業承継、子育て支援ハウスの建設等

明照会は、平成 26 年 3 月 31 日付で、伊丹市中野西 1 丁目 161 番地ほかの土地を賃借し、うち一部の土地上に「子育て支援ハウス」を建設して所有している。

一方で、前理事長は、平成 26 年 3 月 22 日に、同土地に隣接する親和福祉会（現社会福祉法人あいくわい会）の理事長に就任し、同法人が運営する「かおり保育園」（現あそかの木保育園）の事業を承継している。

これら一連の流れにおいて、特別の利益供与等に関しては、既に述べたとおりであるが、その他以下のとおりの問題が存する。

① 賃貸借契約及び地上権設定契約について

ア 目的が不適当であること

「2」「(9)」に記載したとおり、前理事長は、親和福祉会の保育事業を承継するため、保育園に隣接する、同法人の理事長であった G 及び親族が所有または共有する土地を、明照会において特に必要性がないにもかかわらず、不利な条件で明照会が賃借し、また、恵芭に依頼して同社が売買契約を締結するなどした。

その結果、明照会及び恵芭から、 G らに、賃料及び売買代金として、毎月 1,200,000 円ずつ（合計金 286,400,000 円）が、支払われることとなった。

明照会および恵芭において、賃借あるいは購入する必要の乏しい不動産について、かかる高額な金員を支払う必要はない。結局、これら取引は、前理事長が、親和福祉会の保育事業を

承継するため、G らが要望する金額で賃貸借契約を結ぶなどの方法により、事実上、明照会及び恵芭から、G ら個人に対し、親和福祉会を譲り受ける対価を支払っているものにほかならない。

社会福祉法人は、株式会社等と異なり個人の持分は存在せず、また、公金の注入される公共性から理事長個人等との法人売買は忌避されるべきところである。

しかるに、前理事長と G らとの上記取引は、土地の賃貸借契約等に名を借りた、社会福祉法人親和福祉会の売買にほかならない。

そのため、不適当な目的のもとに締結された契約であり、不当と評価せざるを得ない。

イ 定款違反

また、これら土地賃貸借契約および地上権設定契約は、手続的にも定款に反しており、違法である。

すなわち、明照会定款第 9 条 1 項本文において、法人の業務の決定は、理事会によって行うとされている。明照会と G らとの間の土地賃貸借契約あるいは地上権の設定契約の締結も、これに該当する。

他方、同項但書において、法人の日常業務に関する理事長の専決事項を認め、平成 26 年 5 月 26 日理事会において変更された定款細則によれば、1,000 万円以下の契約が理事長の専決事項とされている。そのため、上記土地賃貸借契約の締結等が、理事長の専決事項と言えるかについて検討する。

この点、日常的な消耗品の購入等、日常の軽易な業務については、都度、理事会を開催することが煩雑であることから、理事会の開催を待たずとも理事長の判断で行うことができるものとした同規定の趣旨からすれば、日常業務ではない土地賃貸借契約の締結等がこれにあたらないことは自明の理である。

また、定款細則に定める理事長専決事項の「1,000 万円以下」が何を意味するのかは必ずしも明らかではないが、地上権取得の対価である 190,400,000 円が、これを超えることは明らかである。

したがって、上記土地賃貸借契約や地上権設定契約は、理事長の専決事項ではなく、理事会の決議を要する。

しかるに、前理事長は、理事会の決議を経ることなく、上記土地賃貸借契約および地上権設定契約を締結しており、この点に関して、定款違反の評価は免れない。

② 子育て支援ハウスの建設について

ア 経営判断の不合理性

明照会は、平成 28 年 1 月 15 日、G らから賃借する伊丹市中野西一丁目 168 番地、169 番地の土地上に、子育て支援ハウスと称する建物を建設した。

建設工事費用としては 100,008,000 円を要した。

建築の目的としては、親和福祉会かおり保育園の耐震工事のための建替期間中の仮園舎として使用するほか、明照会が運営する保育所を移転させ、明照会診療所を移転させるというものであった。

しかしながら、かおり保育園の仮園舎として一定期間使用した事実は認められるが、その後は、無用のままとなっており、建築費用および地上権取得対価（あるいは賃借料）はいずれも明照会の損失となっている。

子育て支援ハウスの建設にあたっては、理事会の決議を経たことは確認できるが、建設費用の支出が必要であるか相当であるかについて、十分に情報を収集し、慎重に判断されたとは認められない。

現状を見る限り、子育て支援ハウスの建設にあたっての理事会の判断は、不合理であったと言わざるを得ず、この点においては、後述するとおり理事会の責任は追及されるべきである。

(2) 尼崎中央デイサービスについて

明照会は、尼崎市長洲中通三丁目 226 番地所在の建物について、恵芭からその一部を転借し、尼崎中央デイサービスを運営している。

これに関して、特別の利益供与については既に述べたとおりであるが、その他、以下のような問題点があるので指摘する。

① 開設過程の問題点

ア 事業所開設の決定等について

前理事長は、理事会の議決を経ることなく、尼崎中央デイサービスを開設することを決定し、平成 26 年 7 月 17 日付で尼崎市に対して事業所指定の申請を行い、事業所の指定を受けしており、手続的瑕疵が存する。

すなわち、改正前社会福祉法第 39 条において、「社会福祉法人の業務は、定款に別段の定めがないときは、理事の過半数をもつて決する。」とされている。

他方、明照会定款第 9 条第 1 項において、法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行うとされている。

なお、事業所の開設が、理事長の専決事項に該当しないことは明らかである。

かかる定款規定が存するもかかわらず、理事会の議決を経ることなく、尼崎中央デイサービスを開設することを決定し、事業所の指定を受けるなどした前理事長の行為は定款に違反するものと言える。

なお、社会福祉法第 56 条第 4 項において、定款違反は、法令違反と同等に位置づけられており、前理事長の行為は違法との評価を免れない。

イ 賃貸借契約の締結について

前理事長は、理事会の決議を経ることなく、当時の理事長として、平成 26 年 6 月 30 日付

で、恵芭との間で、尼崎中央デイサービスに関する建物賃貸借契約を締結している。

この点、建物賃貸借契約が、定款第9条第1項本文において、理事会によって行うとされている法人の業務に該当すること、日常業務ではない建物賃貸借契約の締結が理事長の専決事項にあたらないことは、(1)で述べたとおりである。

にもかかわらず、理事会の決議を経ることなく、上記建物賃貸借契約を締結した、前理事長の行為は、定款違反の評価を免れない。

ウ 廚房機器、浴室機器売買契約について

前理事長は、競争入札に付することなく、平成26年5月13日ころ、恵芭との間で、尼崎中央デイサービス厨房設備として、スチームコンベクションほか厨房機器を合計5,184,108円で購入する内容の売買契約を締結している。ただし、売買契約書は作成していない。

また、前理事長は、競争入札に付することなく、同月14日頃、恵芭との間で、尼崎中央デイサービス浴室機器として、アマノA88ESシャトル（ろ過タイプ）ほか浴室機器を合計4,502,200円（税別）で購入する内容の売買契約を締結している。ただし、売買契約書は作成していない。

明照会経理規程（平成26年当時）第64条において、契約担当者（理事長等）は、売買契約をする場合には、一般競争に付さなければならないとされている。ただし、同規程第65条において、一般競争に付する必要がない場合等については指名競争入札に付することができるとされている。

ただし、同規程第66条においては、合理的な理由により競争入札に付することが適当でない場合には、随意契約によるものとされ、合理的な理由の一つとして、売買契約の予定価格が160万円を超えない場合が挙げられている。

この点、上記厨房機器売買契約及び浴室機器売買契約が、予定価格160万円を超えない売買契約ではないことは明らかであり、その他、随意契約によることができる合理的な理由の各号のいずれにも該当しない。

にもかかわらず、前理事長は、一般競争か指名競争かはともかくとして、競争入札に付することなく、恵芭との間で随意契約を締結しており、経理規程違反が認められる。

また、明照会経理規程第67条において、契約担当者は、契約書を作成するものとされている。

にもかかわらず、前理事長は、上記各売買契約について、契約書を作成しておらず、この点に関しても、規程違反が認められる。

② 不合理的な経営判断

ア 尼崎中央デイサービスに関しては、事業活動に関する収支に限っても、平成26年度は11,905,692円、平成27年度は11,604,035円、平成28年度は10,493,160円、平成29年度は11,325,375円の経常損失を計上している。

その他、上記、厨房機器等購入費用などの固定資産取得支出を加えると、損失額はさらに高額となる。

イ 尼崎中央デイサービスの開設に関しては、前理事長の専決により進められ、開設の判断経過において、十分な市場調査が行われた形跡はなく、収支に関する適切なシミュレーションがなされた事実は認められない。

現に、尼崎市に提出した収支予算書については、担当職員が特段の根拠もなく入力した数字であることを認めている。特に、客観的に明らかであり、かつ、支出の相当部分を占める家賃支出については、現実に要する金額よりも400万円～500万円ほど低額の金額が記載されており、到底、適切な収支予測がなされたとは解せられない内容となっている。

このような状況からすると、前理事長が、尼崎中央デイサービス開設の判断に関し、前提事実の把握や、開設の判断に至った経緯において、著しい不注意や不合理な判断があったと認められる。

(3) 株式投資

① 経緯等

ア 明照会は、平成19年3月期に、退職金制度に関し、それまでの兵庫県の退職共済を止め、「パドマ退職共済制度」を独自に立上げ、明照会として別勘定で運用しようとした。

同制度の立上げ時に明照会拠出金として35百万円を拠出し、その後は職員の掛金と明照会の拠出する掛金を資金として、運用成績を上げるため、主として株式投資での運用を野村證券口座で始めた。運用資金としては、兵庫県の退職共済を止めた際、共済金を受領せず、勤務期間を通算することとした4人分の返還金11百万円も充てている。

イ また、明照会はパドマ退職共済を資金とした運用以外にも、大和証券にて株式、投資信託での運用を同時期に開始した。

ウ パドマ退職共済による運用は、当初別勘定しようとしていたが、結局は明照会内の運用で終わり、徐々に、別口の有価証券の運用との差が無くなり、会計上のその運用勘定は有価証券勘定として同じ扱いとなっている。

当初に利益のある銘柄を売却した結果、平成23年3月期末までに28百万円の運用益を実現させたが、一方平成22年3月末には運用が行き詰まり、パドマ退職共済は簿価残高で51百万円、評価額22百万円と含み損を抱えた。

エ 大和証券口座でも同様に簿価残高101百万円、評価額47百万円と含み損を抱えた。

これ以降、株式の売買は資金不足と株式含み損もあり控えるようになった。

オ 平成28年3月の兵庫県指導監査で平成27年3月期の含み損60百万円が時価評価されていないことを指摘された。これを受け明照会は平成28年3月期で71百万円の有価証券評価損を計上した。

カ パドマ退職共済は、職員も給与等の 2.9%を預ける制度であるが、その預かり残高は平成 27 年 3 月末には 42 百万円となった。

なお、このパドマ退職給付規程の第 12 条には共済の欠格期間（試用期間を含め 24 ヶ月未満の勤務期間）の退職者は本人の預け金分も返済されない制度とされていた。これについては公認会計士の指摘を受け、返済されない規程は現在改定削除され預り分は全て返済するようになった。

② 問題点

本来この退職共済基金の運営は運営委員が行うことになっていたが、明確な方針規定もなく、当初理事会の承認を得ないまま株式取引を開始した。

含み損が拡大したことにより理事会での対応を協議したことでもあったが、兵庫県の指摘により評価損を計上するまで、静観するだけであった。

そもそも、退職給付引当金の資金運用自体、慎重な運用方針に基づき専門家に運用を任せるべきところ、元理事長、前理事長の独断で主に株式で運用を行ったこと、またその原資には職員からの拠出金も入っており、その一部は退職時も職員預り金分を返済しない取り決めをしていたことは、職員を無視した経営者の独断の表れであると言える。

最終的には県の指摘後に合同金銭信託 10 百万円以外は全部売却した。結果的には平成 19 年 3 月期から平成 30 年 3 月期まで累計で 1.9 百万円の運用益となった。

結果として通算では損害は発生しなかったが、仮に多額の運用損失が発生したとしても理事会が適切に歯止めをかけられたか疑問である。また、株式投資の実態が決算書に適切に反映されていなかった年度もあったことから、社会福祉法人としてそのガバナンス上、極めて不適切と言わざるを得ない。

○明照会 有価証券関連損益

(単位：円)

期間	有価証券売却益	有価証券売却損	有価証券評価損	有価証券勘定残高
19 年 3 月期	5,670,463	0	0	112,635,113
20 年 3 月期	4,789,037	0	0	144,258,426
21 年 3 月期	0	0	0	149,561,386
22 年 3 月期	13,543,829	0	0	152,548,212
23 年 3 月期	4,841,110	0	0	152,548,212
24 年 3 月期	0	0	0	152,816,622
25 年 3 月期	0	0	0	181,583,180
26 年 3 月期	0	0	0	182,975,330

27年3月期	38,138,576	0	0	122,447,083
28年3月期	0	0	-71,653,493	51,198,935
29年3月期	6,498,673	-210,114	0	12,205,526
30年3月期	306,945	0	0	10,000,000
計	73,788,633	-210,114	-71,653,493	1,925,026

累計運用益

(4) 粉飾決算

平成27年3月期の決算において明照会は平成27年3月までに役務の提供を受け債務が確定している給食委託費8,897千円他合計で18,932千円の未払費用を債務に計上しないまま決算書を作成した。このような費用の次年度への繰延処理は、平成28年2月の兵庫県の指導監査において不適切な会計処理であるとして指摘され、その原因と責任を追及された。

今回、他の事項についても同様のことがないか調査したところ、平成27年3月期の決算で前払費用として資産計上されているテーブル・イス等消耗備品費3,051千円他合計で10,124千円についても、平成27年3月期にすでに事業の用に供しているものであり平成27年3月期で費用処理すべきものと判明した。

なお、これらの費用等の繰延は翌年度4月1日に費用計上されている。

これらの不適切な会計処理は前理事長から経理担当者に指示されており、平成27年3月期の決算をよく見せようとしたためであった。

本来前理事長は法令を遵守して決算を適切に行うことが社会福祉法人の運営責任であるにもかかわらず、法令を無視した社会的責任は重い。

8. 関係者等の法的責任

本項では、以上認定した特別の利益供与等についての責任の所在及び損害の回復に関し、検討する。

(1) 関係者等との賃貸借契約

① 既述のとおり、当委員会は、以下の賃貸借契約に基づく支出を特別の利益供与等と認定している。

ア 伊丹市中野西1-7-5 土地（貸主 B 、 C ）

合計金 16,353,900 円

イ 伊丹市中野西1-105-15 建物（貸主 B ）

合計金 14,499,000 円

ウ 伊丹市瑞穂町6丁目46 土地（貸主 恵芭）

合計金 29,291,682 円

エ 尼崎市長洲中通3丁目15-1 建物（貸主 恵芭）

合計金 7,711,758 円

オ 伊丹市中野西1丁目161番ほか土地（貸主 G 外2名）

合計金 26,190,000 円

ただし、現時点で確定している金額であることは既述のとおり。

② 前理事長の責任

ア 理事は、法令及び定款を遵守し、社会福祉法人のために忠実にその職務を行わなければならぬ。（社会福祉法第45条の16第1項）

また、理事と社会福祉法人との関係は委任に関する規定に従うとされ、理事は善管注意義務を負う。（同法第38条）

これら条文は、平成29年の法改正により新設されたものであるが、改正前の解釈を法文上明記したに過ぎず、改正前の理事においても善管注意義務が課せられていたと解釈する。

したがって、前理事長は、理事として、明照会に対する忠実義務、善管注意義務を負っていた。

イ 定款違反

しかるに、前記各賃貸借契約に関しては、前理事長がいずれも、明照会の代表として契約締結に関与しているところ、定款第9条第1項「日常の業務として理事会が定めるもの」に該当しない賃貸借契約を理事会に諮ることなく専決し、契約締結を行っており、定款に違反している。

ウ 善管注意義務違反

また、前理事長は、前記各賃貸借契約の締結にあたって、慎重に賃料の調査を行うことなく、あるいは、一部賃料の調査を行ったとしてもその適正についての判断を誤るなどして、あるいは、賃貸人側の事情によって決められた賃料をそのまま受け入れるなどして、鑑定結果に示されるような賃料相場を大きく超える金額で賃貸借契約を締結しており、善管注意義務違反が認められる。

エ 損害賠償責任

したがって、前理事長は、定款違反、善管注意義務違反により締結した前記各賃貸借契約に基づき明照会に発生した損害について、債務不履行に基づく損害賠償の責任を負う。（平成29年改正法施行前の行為につき、法第45条の20の適用はない。）

ここで、明照会に生じた損害とは、基本的には前記各賃貸借契約に関する特別の利益供与等の額になるが、「オ 伊丹市中野西1丁目161番ほか土地（貸主 G 外2名）」に関しては、一部土地を社会福祉法人あいくく会に転貸し収益を得ているため、収益については損益相殺した金額になるものと考える。

③ 理事、監事、評議員の責任

ア 前理事長以外の理事に關しても、社会福祉法人に対する忠実義務、善管注意義務を負うこ

とは変わりがない。そして、善管注意義務の内容として、他の理事の行為が法令定款等に違反していないかを監視する義務があるものと解される。

また、監事についても役員として社会福祉法人に対して善管注意義務を負うし、定款上も理事の業務執行の状況を監査することとされている。

さらに、評議員についても、社会福祉法人との関係は委任関係とされ善管注意義務を負うし、定款上、第14条において予算、決算の審議や、義務の負担についての審議を行うこととされ、第15条においては法人の業務、役員の業務執行の状況について意見を述べ、報告を徵することができるとされている。

イ 善管注意義務違反

前記各賃貸借契約は、いずれも、理事会への上程なく締結されたものである。また、明照会において、新たな事業を開始するにあたって、その当否を理事会に諮ることは基本的にはなかったようである。

そのため、事前に、各理事や監事、評議員が、各賃貸借契約の締結を知りうる状態であったかどうかは不明である。

しかしながら、各賃貸借契約締結後は、事業報告や予算決算承認の際、あるいは、監事監査の際に、必ず理事、監事、評議員はその事実を知り得たはずである。

にもかかわらず、各理事や監事、評議員において、賃料額の相当性を検討し、不相当であれば賃料の改訂を求め、あるいは、そもそも理事会の決議を経ずになされた賃貸借契約について異議がなされるような行動をとった形跡は一切ない。この点、各理事、監事、評議員において善管注意義務違反が認められる。

さらに言えば、そもそも、事業の開始や各契約手続が、理事長の専決で行われていることを放置していたこと自体が、各理事、各監事、各評議員の任務懈怠と言える。

ウ 損害賠償責任

したがって、前理事長と同様に、各賃貸借契約締結時の各理事、監事、評議員は、債務不履行に基づき、前記各賃貸借契約に関する特別の利益供与等の額から、あいく会に対する転貸収益を控除した金額について、明照会に対して賠償すべき責任を負うものと考える。

④ 契約当事者に対する請求の可否

ア 前記各賃貸借契約について、特別の利益供与あるいは法人資産の不正な社外流出であると判断するとしても、このことから、ただちに賃貸借契約が無効であるとか、賃料の定めに関する意思決定を取り消し得るといった効果は導き出せない。

社会福祉法第27条の規定においても、特別の利益供与は禁止されているが、これは社会福祉法人側に課せられた規制であり、契約の相手方に対しての規制ではない。また、同規定においては、規制に反してなされた利益供与の効果については何ら触れられておらず、利益供与の相手方に返還義務を認める会社法第120条第3項のような規定も存しない。

すると、契約当事者に対して、返還請求ができるような場合とは、契約自体が公序良俗に反するような場合(民法第90条)、契約当事者による詐欺強迫が認められるような場合(同第96条)、契約当事者が(あるいは前理事長と共同して)明照会に対して不法行為を行ったと認められるような場合(同第709条、同第719条)、契約当事者において債務の不履行が認められる場合(同第415条)、前理事長の取引が理事会決議を欠き無効であると解される場合(例えば東京高裁平成28年8月31日付判決)といった場合に限られるものと考える。

イ 前記各賃貸借契約については、理事会の決議を経ずに行われた取引であるため有効性についての問題は一応考えられるが、その後の理事会等で不間とし、賃料の支払いを継続しているのであるから事実上の追認があったものと考え、今更無効の主張は信義則に反するものと考える。

ウ その他、詐欺強迫、不法行為、債務不履行という事情は認め難い。

エ ただ、「オ 伊丹市中野西1丁目161番ほか土地(貸主 G 外2名)」に関しては、恵芭の土地購入代金と賃料とが極めて高額に設定されていること、契約が中途解約されるなどして借地権が消滅した場合も地上権取得対価を払い続けなければならない規定になっていることなど、暴利行為であると認定できる可能性も考えられる。もっとも、その場合でも、既に支払った金員については、法人売買という適正ではない目的のもと、不相当に高額であることを理解した上で明照会が支払っているのであるから、不法原因給付として、返還請求は困難であると考える。

オ したがって、契約当事者に対し、前記各賃貸借契約に関する特別の利益供与等の返還請求は困難であると考える。

(2) コンサルタント契約等による報酬の支払い

① 当委員会が、関係者等とのコンサルタント契約等により支払った報酬に関して、特別の利益供与等として認定したのは、以下のとおりである。

ア 平成23年9月30日付嘱託顧問契約(b)

金2,625,000円

イ 平成24年4月1日付委託契約(B)

合計金28,140,000円

ウ 名誉理事報酬(C)

合計金2,800,000円

エ 平成23年10月15日付コンサルタント契約(茲恭舎)

合計金3,000,000円

オ 平成25年8月9日付工事仲介料(茲恭舎)

金974,950円

② 前理事長の責任

前理事長については、日常業務とは言えない前記各コンサルタント契約等を理事会の承認を経ずに専決し、契約の締結あるいは報酬の支払いを行ったこと、各契約に関して相手方当事者の履行の確認を行ったとは認められないことなど、定款違反、善管注意義務違反が認められる。

なお、元理事長への委託契約、前苑長への報酬支払は、役員報酬を受領せず永年勤労した元理事長らへの慰労の趣旨もあったとされ、その心情は理解できないではないが、やはり、事業経営の透明性が求められる社会福祉法人の理事長としては、法や規定に則った業務の執行を行うべきであり、法人の規定規則の変更を適法に行うことなく、規定規則に定めのない「慰労金」を支払ったことは、法人に対する忠実義務に反すると評価せざるを得ない。

前記各コンサルタント契約等に関する特別の利益供与等の金額が明照会における損害額であると考え、前理事長は、債務不履行に基づき、同金額を賠償する責任がある。

③ 理事、監事、評議員の責任

理事、監事、評議員に関しては、前記賃貸借契約に関する場合と異なり、時限的なコンサルタント契約や仲介料の支払いについては、理事会等に上程されない限り覚知しにくい状況であったことは推測できる。

しかしながら、そもそも前理事長の専決を許していたこと自体が任務懈怠と言えるし、決算等において、業務委託費用等の増減に注意すれば、前記各コンサルタント契約等に基づく支出も容易に知りうることができたと考える。

すると、やはり、理事、監事、評議員についても善管注意義務違反が認められ、前理事長と同様に、明照会に対しての損害賠償義務を負うと考える。

④ 契約当事者に対する請求の可否

ア 債務不履行

「ア 平成23年9月30日付嘱託顧問契約（　b　）」、「イ 平成24年4月1日付委託契約（　B　）」、「エ 平成23年10月15日付コンサルタント契約（茲恭舎）」、「オ 平成25年8月9日付工事仲介料（茲恭舎）」に関しては、相手方当事者による債務の履行が確認できないため、履行についての証明がなされない限りは、債務不履行に基づく損害賠償請求を行える可能性がある。

ただし、茲恭舎との契約など、消滅時効期間を経過している可能性がある。

イ 不当利得

「ウ 名誉理事報酬（　C　）」に関しては、法律上の原因なく支払われた金員であるため、不当利得返還請求を行える可能性がある。ただし、非債弁済（民法第705条）に該当する可能性がある。

(3) 関係者等との業務委託契約、物品購入契約等

① 当委員会が認定した、特別の利益供与等は以下のとおりである。

ア 施設管理業務委託料（恵芭）

合計金 13,085,800 円

イ 清掃業務委託料（恵芭）

合計金 5,737,303 円

ウ 宿直業務委託料（恵芭）

合計金 5,629,500 円

エ 車両リース料（恵芭）

合計金 5,416,200 円

オ みづほ拠点備品購入代金（恵芭）

合計金 1,995,000 円

カ 武庫川デイサービス・尼崎中央デイサービス備品購入（恵芭）

合計金 2,881,000 円

キ 介護保険料利用者負担分補填（恵芭）

合計金 8,159,909 円

ク みづほ拠点備品購入代金（アド・サービス）

金 527,000 円

② 前理事長の責任

ア 前理事長において、前記各業務委託契約や事業所開設にあたっての備品購入契約等に関し、日常業務とは言えないにもかかわらず、理事会の決議を経ず、あるいは、仮に日常業務が含まれるとしても理事会に報告もせず、契約締結等を行ったことは定款に反するものであるし、入札等を経ずに備品等を購入したことは経理規程に反するものである。

イ なお、業務委託契約や車両リース契約に関しては、明照会の業務を福祉事業に注力するため、周辺業務をアウトソーシングした、という趣旨は理解できるが、真に外部委託が必要な業務であるかの検討が十分になされておらず、また、恵芭以外の業者から見積を取得するなどの方法での費用の相当性の検討がなされておらず、経営判断の合理性は認められない。

ウ また、介護保険料利用者負担分の填補に関するも、恵芭経営にかかるサービス付き高齢者向け住宅の入居者による明照会のデイサービスの利用を促進する、という趣旨で発案されたことは理解できないではないが、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 37 号）第 20 条を潜脱方法によってこれを行うことは、「社会福祉事業の主たる扱い手としてふさわしい事業を・・適正に行う」という社会福祉法人の性格に反するものと言え、やはり、合理的な判断とは言い難いところである。

エ さらに、事業所備品購入にあたっては、恵芭あるいはアド・サービスから購入することにより、明照会側担当者の負担（メーカー等との交渉）が軽減する面も否定はできないが、明照会側担当者は結局恵芭等の担当者との連絡は避けられずその効果は限定的であるし、見積書の作成過程の適正にも疑念があるなど取引全体において不正が推測される取引であるから、敢えて、経理規程等に反してまでして、かかる方法を採用したことが、合理的な判断であったとは到底考えられない。

オ したがって、前記各業務委託契約等に関する特別の利益供与の額が明照会の損害であると解されるから、前理事長は、同額の賠償を行う責任を負う。

③ 理事、監事、評議員の責任

コンサルタント契約に基づく特別供与等の項で述べたのと同様に、前理事長の専決を許していたこと自体が任務懈怠と言える。また、事業活動支出の1割弱を占める業務委託費用の詳細や、新たな事業所の開設費用の詳細について、各理事、監事、評議員が確認せず、契約の要否や支出額の適否について検討しなかったとすれば、任務懈怠にほかならない。

すると、やはり、理事、監事、評議員についても善管注意義務違反が認められ、前理事長と同様に、明照会に対しての損害賠償義務を負うと考える。

④ 契約当事者に対する請求の可否

ア 債務不履行

「ア 施設管理業務委託料（恵芭）」に関しては、恵芭による履行が確認できないのであれば、債務不履行に基づく損害賠償請求を行うことが考えられる。

イ 公序良俗違反

「キ 介護保険料利用者負担分補填（恵芭）」に関しては、脱法行為であり、公序良俗に反し無効である可能性がある。

ただし、恵芭に対して請求を行うにあたっては、不法原因給付と判断される可能性があり、また、恵芭も利用者に利益を還元しているため、利得が現存しないとされる可能性もある。

(4) 公用車の私的利用

前理事長による公用車の私的利用に基づく明照会の損害については、既に前理事長から賠償済みであるため、本項では割愛する。

(5) その他の問題点（不合理な経営判断、不適切な会計処理）

① 当委員会は、その他の問題点として以下の事項について指摘をした。

- ア 社会福祉法人親和福祉会の事業承継、子育て支援ハウスの建設等
- イ 尼崎中央デイサービス

ウ 粉飾決算

エ 株式投資

② 前理事長、理事、監事、評議員の責任

上記はいずれも、法令定款違反、不合理な経営判断、不適切な会計処理として指摘したものであるので、これを行った前理事長及び監視や意見を怠った理事、監事、評議員において、善管注意義務違反があることは明らかである。

ただし、これらの者に賠償させるべき損害がいくらになるのか（例えば、「ア」については子育て支援ハウスの建設費用は損害にあたるか、そもそも不要な土地の賃料は全額を損害とすべきではないか、「イ」については尼崎ディサービスにおける経常損失と前理事長らの善管注意義務違反との間に相当因果関係が認められるか、「ウ」については粉飾決算によって明照会に入居率の低下などの損害が発生したのか、発生していないのか、「エ」についてはそもそも損害が発生していないのではないか）など、他項で述べたものを除き、認定が困難である。

そのため、特別の利益供与に該当しないこれらの損害については、本稿では認定をしない。

(6) 刑事責任

特別の利益供与等として認定した取引について、前理事長の刑事責任が問題となる。特に、背任罪（刑法第247条）の成否を検討する。

① 確かに、前理事長は「他人のためにその事務を処理する者」であり、また、既に認定したとおり、前理事長の善管注意義務違反等の任務違背行為により明照会に損害が生じている。

しかし、背任罪の成立のためには、自己もしくは第三者の利益を図る目的、または、法人に損害を加える目的（以上をまとめて「図利加害目的」と言う。）が必要とされている。

この点、ほとんどの取引において、前理事長に関し、相当な価格に関する調査不足や価格決定に至る過程の瑕疵（手続的瑕疵、判断過程の誤り）が認められるが、積極的に、図利加害目的が存したとは解せられない。

② ただし、元理事長に対する「平成24年4月1日付委託契約」に基づく報酬の支払いに関しては、元理事長の履行が存在しないこと、および、前理事長がそのことを認識していたことを立証できれば、図利加害目的を認定できる可能性はある。（もっとも、立証できる可能性は低い。）

③ 一方、元苑長に対する名誉理事報酬の支払いについては、法律上の原因なく支払われた金員であることから、前理事長に関する図利加害目的を認定しうる可能性があり、背任罪に該当するものと思われる。

④ さらに、伊丹市中野西1丁目161番ほか土地についての地上権取得対価あるいは賃料の支払いに関しては、既述のとおり、土地の更地価格合計60,897,000円をはるかに超える地上権の取得対価190,400,000円を支払うこと（なお、恵芭からも合計96,000,000円を支払う）、その

目的は、土地の賃貸借契約等に名を借りた社会福祉法人親和福祉会の売買であること、明照会において地上権を取得する必要性が希薄であること等の事情からすれば、この取引は、G らの利益を図るために行われたことは明らかであり、図利加害目的が認められる。

したがって、同取引は、背任罪に該当するものと考える。

第4 原因分析

1. 社会福祉法人制度についての理解が不十分

社会福祉法第 24 条（以下、法 24 条）には、「社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる扱い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図らなければならぬ。」と定められている。

明照会においては、この「事業経営の透明性」に問題があった。勤務実態が不明確な状態で元理事長に報酬を付与していたこと、私的に利用していた公用車のリース代を法人が負担していたこと、親族が役員を務めるファミリー企業と不相当な金額で取引をしていたこと、取り立てて必要性がないにもかかわらず高額の対価を支払う約束をして地上権を取得したことなど、あらゆる場面において、法第 24 条における「事業経営の透明性」を確保できていなかったと言える。

さらにそれらの指摘を県から受けても、報酬の支払いを止める、リース代を返金するといった注意を受けた内容を消極的に是正するのみで、原因を究明し、再発防止策について検討し、実行するといった積極的な是正はなされていない。言い換えれば、事業経営の透明性を確保する積極的な方策を当時の役員は取っていないということである。

これは社会福祉事業が公金によって運営されており、事業経営の透明性がより求められるという認識が十分ではなかったことの証左であると言える。

また、明照会においては、法第 24 条についての理解が不十分であるだけでなく、社会福祉法人と一般の会社との区別がついていないという問題点が認められる。

例えば、県からファミリー企業である恵芭との不透明な取引を指摘されてなお、理事会での前理事長の見解は、恵芭との取引の結果、おむつ等の「物品を安く購入できた」といった内容に留まり、手続的適正の必要性が理事会において言及されるに至ったのは、さらに 2 か月が経過した後であった。

確かに、前理事長の見解は、一般の会社であれば、何ら問題はない。むしろ、ファミリー企業から仕入れた方が安価だったので、そちらとの取引を選択した、というのであれば、正論とも言える。

しかし、社会福祉法人においては、一般的な会社よりも事業経営の透明性が求められるのであるから、結果として「物品を安く購入できた」という点だけではなく、取引の過程における手續の適正

が必要であり、特にファミリー企業と取引をするにあたっては、一層、法令遵守の姿勢が重要と言える。

にもかかわらず、前記のように「物品を安く購入できた」（から良い）といった見解を代表者が述べるという事実からすれば、事業経営の透明性を求められる法第 24 条についての理解が不十分であるだけでなく、社会福祉法人と一般の会社との区別がついていないという根本的問題によるものと推測されるものである。

そして、この社会福祉法人と一般の会社の区別がついていないということは、勤務実態が不明確な状態で、元理事長に報酬を支払っていたことに繋がると言える。

すなわち、仮に、創業家が出資をし、株式会社を設立したとする。創業家が株式の大半を取得し、かつ会社が収益を上げていれば、会社に勤務しなくても配当を受けることができる。

しかし、当法人の創業家（以下、設立者である B 及びその関係者を言う。）は、明照会設立のために多額の寄付を行なった。これは出資ではない。あくまでも寄付である。寄付をした瞬間から、創業家の手を離れている。寄付金は、法人のものになったのである。

にもかかわらず、創業家は、寄付を出資と混同していたがために、勤務実態が不明確であっても、創業家ゆえに、報酬と言う形で、配当に類似した支払を受けることが当然であると考えていたものと推察される。

また、明照会が、社会福祉法人と一般の会社の区別がついてないと解されることは、諸々の不明朗な事項について、県から指摘を受けても、その実態に変化がなかったことや、県からの指摘について理事会、評議員会が十分に理解できていなかつたこととも整合すると言える。

2. 理事会の形骸化

社会福祉法では、理事の義務の主なものとして、善管注意義務、利益相反取引の制限、評議員会における説明義務、監事に対する報告義務などがあげられる。

理事会は、中野西 1-168・169 の土地上の地上権（子育て支援ハウス用）取得の際にその費用や土地取得後の用途について質問したり、県からの指摘があった時に理事長の「辞職勧告」を議題に挙げようとしたりするなど、職務を全うしようとする態度も認められ、全くのお飾りとは言えない。

しかしながら、子育て支援ハウスの建設について、当初は自主財源での事業展開を説明していたにも関わらず、後の理事会では、借入金により賄うと理事長は説明しており、これは、理事会での説明が前回の理事会と異なっているにもかかわらず、質問すらなく、疑義を唱える理事は皆無であった。

これは「承認」ありきの理事会を開催していたと評価されても仕方がないと言える。

そして、「承認」ありきの理事会であるがゆえに、土地の購入、株式の購入、新規事業の立ち上げといった重要案件が、理事会に諮られていないということと繋がっているものと考えられる。

つまり、明照会の運営方針については、理事長をはじめとする創業家で決定し、理事会は手続き上必要なので置いているといった感が否めないのである。

そのため、前理事長就任期間について言えば、前理事長は運営方針について元理事長など創業家で相談を行い、決定するため、理事会を軽視する。また、運営方針は創業家ですでに決定しているため、理事会として、特段議論の必要がないし、させてもらえない。となれば、各理事は、理事としての職責が十分に果たすことができない。その結果、理事会の形骸化が生じたものである。

既述のとおり、恵芭は、創業家が代表取締役を務めている会社であり、実質的に、利益相反取引の危険性を含んでいる。にもかかわらず、理事会は、恵芭との取引の結果、費用が安く済んだという前理事長の説明に納得し、制限どころか詳細を確認することもしていない。

また、その後の理事会においても、恵芭との取引が多すぎたことが問題という趣旨の前理事長の発言を受け、利益相反の有無についてはうやむやのまま終わらせている。

これらの経緯は理事会議事録により確認できるが、理事会における各理事の態度からすれば、県から指摘を受けたことを変更さえすればよいという印象を受ける。これは、利益相反、事業経営の透明性という社会福祉法人経営における基本的なルールが守られていなかったという県からの指摘を受け止め切れていないことを示唆している。

また、理事会は評議員会への説明義務を負う。しかしながら、理事会の議決事項を評議員会において、事務局が説明するに留まるなど、その職責を十分に果たしているとは言えない。

さらに、県から前理事長の辞職についての示唆があったにもかかわらず、当時の理事会は、出勤停止といった処分しかせず、さらには、前理事長に対して「頑張ってほしい」というエールまで送っている。

エールを送るのであれば、県から最初に指摘があったときに、エールを送るとともに法人の改革と共に進めていくのが理事会のるべき姿であろうところ、明照会の理事会は、県からの指摘を受け止めきれないまま、法人の改革を行わず、痺れを切らした県から前理事長の辞職が示唆されるという重大事に至ってもなお、その重大性を認識できなかつたものである。

特別監査が入るということは、理事会としての業務が充分に果たせていないということでもある。自分たちの不作為を棚に上げて、前理事長の“若さ”に責任を帰しているところなどは、理事の職責について十分な理解ができているとは思えない。

3. 監事監査の形骸化

社会福祉法上の監事の主な権限として、理事の職務執行の監査、監査報告の作成、計算書類等の

監査、事業の報告要求、業務・財産の状況調査、理事会の招集請求、理事の行為の差し止め請求（法人に著しい損害が生ずるおそれがあるとき）、会計監査人の解任などがあげられる。

監事による監査といえば、「計算書類等の監査」がその職務の代表的なものとしてあげられる。しかしながら監事の職務はそれだけに留まらない。上記のように「理事の職務執行の監査」いわゆる業務監査も含まれる。さらには理事の行為の差し止め請求などといった強い権限を持っている。

にもかかわらず、監事は理事会で理事と共に意見を述べるにとどまり、さながら一理事としての様相を呈している。

平成29年には、借入過多により経営破綻が危惧されることになっても、不正経理等で県から特別監査が入っても、監事が何らかの動きを見せている様子は、理事会議事録、あるいは、監事にとって報告義務のある評議員会議事録を見る限り、見受けられない。

にもかかわらず、立て続けに、県が特別監査や指導に入っているということは、会計監査、業務監査に問題がなかったとは言いきれない。

前記子育て支援ハウスの事業展開においても、前理事長においては、行政との事前協議を行わないなどの不手際があり、あるいは、理事会での承認を得ずに株式を取得するといった理事会軽視の姿勢が見受けられる。にもかかわらず、監事監査が、これら不手際等の歯止めとなっていない。むしろ、度重なる県による監査を受けたという結果からすれば、監事が充分にその職責を果たしていなかったと言っても過言ではない。

4. 評議員会の怠慢

社会福祉法上の評議員の権限は、議題の提案、議案の提案などがあり、評議員会の権限として、理事、監事、会計監査人の選任・解任、定款の変更、計算書類の承認、社会福祉充実計画の承認、合併の承認などがあげられる。

理事の選任・解任は評議員会の責務であることから、理事長に対する退任勧告が出されたときに評議員会が動くべきであったにも関わらず理事会からの報告を待ち続けるというのは、評議員会としてその職務をどのように考えているのか疑問が残るところである。

さらに、コンプライアンス違反を県から指摘され、理事長の退任を勧告されても、なお、評議員会において、退任しないことによる行政処分と理事長退任により金融機関に対する信用低下とを「行政リスクと経営リスク」と称して比較し、「経営リスク」から考えて、理事長の退任を避け、行政処分を受けないぎりぎりの線で物事を進める検討をすることを求めた評議員も存在した。

そもそも評議員会としては、県からコンプライアンス違反を指摘された時点で、理事会に報告を求め、是正措置をどのように取るのかを検討すべきであった。

さらに、様々な不明朗取引に関し、評議員会で報告された時点では、何ら動きがなかつたものの、理事長を注意してこなかった事務局にその原因を求めていた。

このような責任転嫁としか思えない発言が見受けられるところにも評議員としての職務が理解

できていないと言わざるを得ない。

以上の小結として、役員が社会福祉法人を一般の会社と同様に考えているという、社会福祉法人についての理解が不十分であること、さらには、法人役員の責務についても十分な理解があるとは言い難いことを指摘する。

そして、本来であれば、コンプライアンス違反に対して、評議員会、理事会、監事と何重にも監視の目があるが、それぞれが職務についての理解が不十分であるために組織としての自浄作用を持ち得ていなかったところに問題があると言えよう。

5. 計画性の欠如

組織として自浄作用が機能しないところに、計画性のない事業展開が行われている。

例えば、地上権の設定を行ってからその活用方法を考えている（子育て支援ハウス事業に着手し、地上権を購入するも進展がない）、採算性に疑問のあった尼崎中央デイサービスを理事長の命により実施し、多大な赤字が出ている、といったことが挙げられる。

そのため、15億円の収入に対して13億円の借入金があるなど借入過多による経営破たんの兆候が表れ、平成29年には県の「社会福祉法人経営指導強化事業」の対象となるに至ったものである。

6. ノンコンプライアンス

値引きが禁止されている介護保険サービスの費用を値引きするなど法令遵守が徹底されていない。Bが理事長を務める別の社会福祉法人でも同様に法令遵守違反が起きており、尼崎市から介護保険法の指定を取り消されている。全体に法令遵守の意識が低いものと言わざるを得ない。

また、法令とは言わないまでも、手続や手順に問題がある事案が散見される。例えば、子育て支援ハウス等の事業を始める際には、事前に監督官庁である県等と協議を行うといったことが欠かせない。しかしながら、明照会ではそのような事前手続きは行っていない。

法令や手続といった定められたことを遵守する姿勢に欠けていることも今回の様々な問題を引き起こす原因の一つであったと思われる。

第5 再発防止のための提言

1. 役員等が社会福祉法人制度に対する十分な理解を深め、それぞの機能を発揮させること

評議員、理事、監事ともに社会福祉法人について、一般の会社と混同している点が見られるなど理解が不十分である。これは、由々しき事態である。

しかしながら、鑑みるに社会福祉法人の役員等に選任される際、その役員等がどの程度、社会福祉法人制度についての認識を持っているかは問うていない。多くの場合、識見のある方を役員等に選任していると思われるが、同様の事件が後をたたないところを考えると、十分な認識を持ってい

ない役員等もいるものと思われる。

そこで、役員等に対して社会福祉法人制度についての理解を深めることができるような研修を受講する機会を法人として確保することが必要なのではないだろうか。なお、制度として、就任前及びその後の定期的な研修の受講を義務付けすることが望まれる。

役員等がこれらの研修を受講すれば、その結果、自身の職務の内容と機能を理解でき、自身の役職で行わなければならないことは何か、何をなすべきなのかということが分かる。

さらに、役員は責任の在り方がハッキリしており、損害賠償責任を負うことになる場合もあることをしっかりと伝える。このことによって、法人の運営が他人事ではなく、自分のこととして職務を全うされ、理事会・評議員会が、楽観的ではあるが、正常化すると思われる。

これは、もちろん、創業家をも含めてである。特に創業家に関しては、「出資」ではなく、「寄付」を行なったのであり、その研修を通して、社会福祉法人の財産は、創業家のものではないことをはつきりと認識させるべきである。

これらの研修は所轄庁が既に年に数度実施しているところであるが、さらにその機会を増やすことが望まれるとともに、法人の側も規則において就任時やその後も定期的に研修を受けることを定めているかどうかを法人が運営する施設の第三者評価の項目にあげるということも検討に値するのではないかだろうか。

2. 法令、手順等の遵守を役職員に徹底させること

介護保険サービスの費用の値引きといった法令違反や子育て支援のハウスの事業開始前の協議が行われなかつたということは、手続や手順に暗かったのか、法令遵守の精神が欠けていたのか、いずれかは分からぬ。

しかし、ここで大事なのは、再発を予防することである。そのためには、役員等はもとより全ての職員において、これらの手続や手順等を徹底させが必要であり、そのためには、業務のマニュアル化、チェックシートの導入などが有効ではないだろうか。

手続や手順に暗くとも、仮に法令遵守の精神が欠けていても、マニュアルやチェックシートに沿って進めれば問題は生じ難い。

3. 不正を指摘できる環境を整えること

今回の様々な問題について、役員以外の職員は何も感じていなかつたのだろうか。うすうすでも、何か違和感を抱いていたのではないだろうか。その感じ方を大切にする必要がある。

法人等の団体においては、今回のように二重三重になっているはずのチェック機能が働かないということがあり得る。そのような場合に備えて、現場での声を拾え、その声を大切にするような仕組みを作る必要がある。

例えば、法人内部においても顧問弁護士等の外部の第三者を通報先とする公益通報制度のような

仕組みを構築することが考えられる。もっとも、声を寄せた職員が不利益を被らないようにすること、その声にきちんとレスポンスをとることが重要である。声を寄せても何ら手ごたえがなければ、もう声を寄せようとは思わないため、特に後者は重要である。

4. 創業家の関与を排除すること

当時の法人役員らは、県から退任の勧告を受けてなお、短期間の出勤停止などの処置で“お茶を濁そう”としていた。

このことが、創業家に対する法人役員らの“忖度”であるならば、創業家の関与を排除する必要がある。

すなわち、創業家を忖度してしまうと、理事会や評議員会における自由な議論ができない。これでは、何のための評議員会や理事会か分からなくなる。議論もせず、創業家の言うことを鵜呑みにしてしまうことになる。これでは評議員会や理事会が持っているチェック機能が果たせない。

そのため、法人役員らが“忖度”をすることが無いよう、創業家の関与の排除が必要である。

5. 中長期計画を策定すること

既述のとおり、明照会は、子育て支援ハウス、保育事業への展開、尼崎中央デイサービスの開設と事業の拡張を進めていたが、おおよそ計画的な事業展開とは言い難く、また評議員会、理事会へ事業展開に先立って打診することもなく、マーケティングが行われた形跡もない。

いわば“行き当たりばったり”的な事業展開である。

かかる事業展開は、経済成長期にはそれほど問題を大きくしなかったと思われる。しかしながら先の見えにくい現在、その経営手法は大きな問題として法人の行く末を不安にさせる。

そこで、実効性のある中長期計画の策定を提言する。社会福祉経営者協会によれば、中長期計画を策定することによって、「経営方針」、「経営ビジョン」が明確になるだけでなく、「継続性」、「計画性」に基づいた意思決定を行うことができ、「事業の管理」が可能になるという。これらのこととは、法人の事業についてアカウンタビリティを高めることになる。

そして、中長期計画の策定にあたっては、役職員が、地域住民の声を取り入れ、一緒になって、策定することを提言する。不適切な経営によって傷ついた信用を回復するためには、まず、役職員が一丸となること。そして、自身で考えて行動することによってサービスの質を上げることが求められる。

自分で考えて行動するためには、役職員全てが目標や目的を十分に共有し理解していることが必要になる。これは、計画を一緒に策定することによって、釀成されるものである。

さらに、地域住民の意見を取り入れることによって、地域における福祉ニーズを捉え、福祉ニーズを充足するためのサービス展開も考慮するべきである。

無計画な事業展開を避け、かつ地域ニーズを充足させるような事業展開をすることが可能になる。役員等をはじめ、全職員が社会福祉法人として活動する意義を理解すること。率直に意見を交換できる風土を築きながら、法令遵守を徹底すること。「中長期計画」などの策定を通して、役職員が一丸となって、地域に開かれた、地域に求められる社会福祉法人として再出発することを望むものである。

第6 結び

社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図らなければならない。(社会福祉法 24 条)

そして、社会福祉法人は、公金による助成を受ける特別法人であり、その公益的性格から、他の法人に比して特に、法令や規程を遵守した、適正かつ安定的な運営が求められている。

明照会が仏教の考え方を設立趣意とし、その実践として社会福祉事業を拡大してきたことについては、一定の敬意を表する。しかしながら、その過程において、社会福祉法人としての適正かつ安定的な運営を阻害する取引や支出が、多額多数において存したことについては、大変遺憾である。

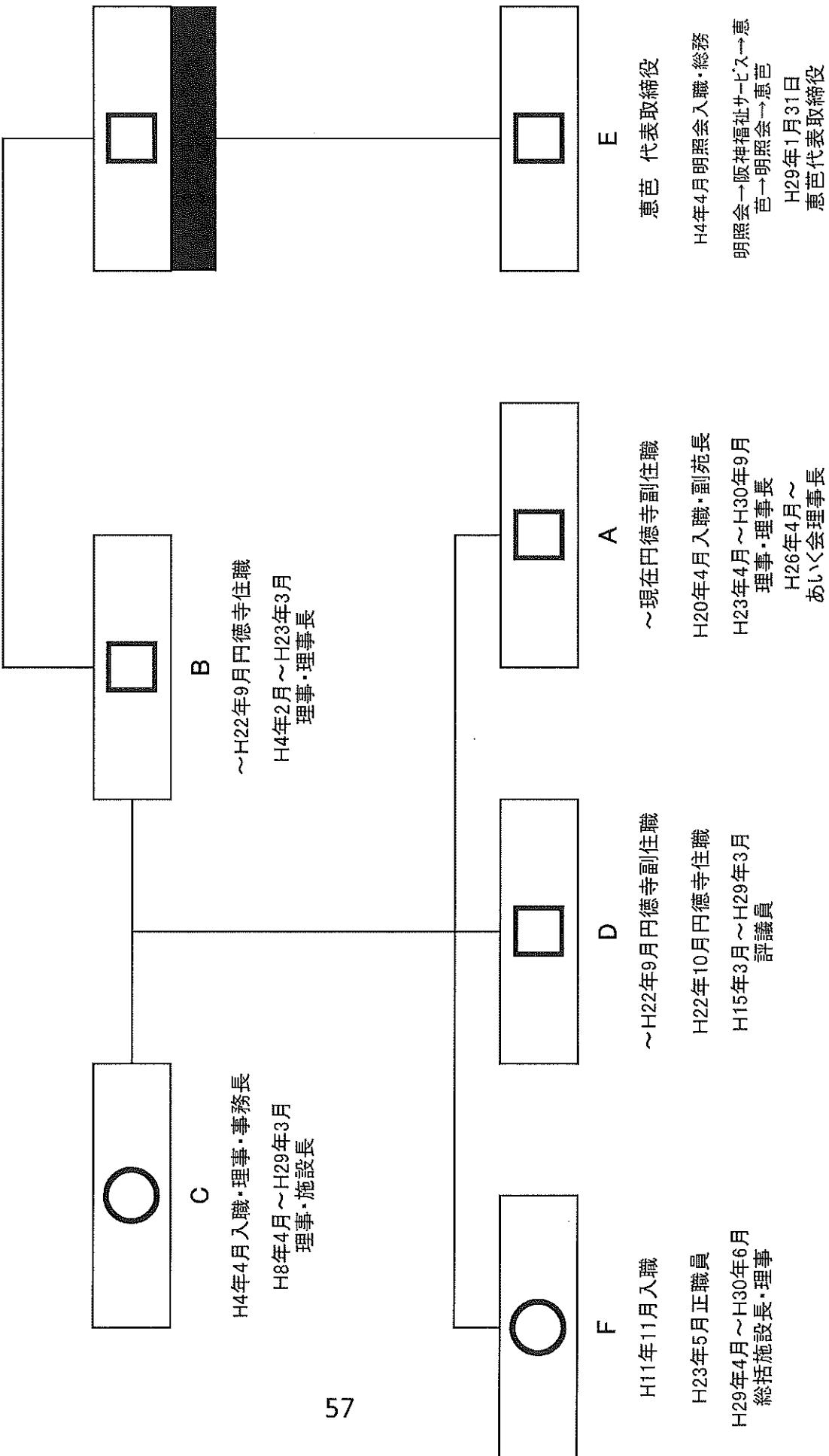
多くの職員においては、法人設立の趣旨に則り、過去も現在においても、日々の職務に専念しておられるところ、明照会においては、今後、本報告書を一助として、健全に再生されることを望むものである。

別紙資料

1.関係者の家系図 ······ 57

2.法人の組織図 ······ 58

関係者 家系図



社会福祉法人 明照会
組 織 圖

平成30年4月現在

